

## 毎月勤労統計調査について

厚生労働省  
政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）

- P3 産業別・規模別・都道府県別 [資料 8 - 1](#)
- ・ 抽出事業所数
  - ・ 抽出事業所の常用雇用者数
  - ・ 母集団事業所数
  - ・ 母集団常用雇用者数
- P33 標本抽出方法に関する情報 [資料 8 - 2](#)
- ・ 抽出単位
  - ・ 名簿の作成方法
  - ・ 事業所の並び順 など
- P35 標本誤差率の計算方法 [資料 8 - 3](#)
- P37 東京都の 500 人以上の 抽出率逆数表の推移 [資料 8 - 4](#)
- |   |            |   |
|---|------------|---|
| 〃 | 100～499 人の | 〃 |
| 〃 | 30～99 人の   | 〃 |
- P41 再集計値における標本交替時の新旧段差（ギャップ）  
及び要因分解 [資料 8 - 5](#)
- P45 500 人以上規模の全数調査化のスケジュール [資料 8 - 6](#)
- P47 平成 23 年以前の不足データに関する説明資料 [資料 8 - 7](#)
- P51 「これまでの集計方法」に関する説明資料 [資料 8 - 8](#)
- P53 特別監察委員会による報告書 [参考](#)



## 抽出事業所数(H27抽出替え)

●事業所規模500人以上

	全国	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	
TL 調査産業計	4,378	140	25	30	85	27	24	51	108	67	67	177	170	662	391	63	39	49	21	24	60	54	150	385	
C 鉱業、採石業等	0																								
D 建設業	85			1	2	1			1			2	6	19	7			1			1			12	
E09,10 食料品・たばこ	155	7	1		3	1			5	1	2	15	13	15	17	7		1			3	1		3	8
E11 繊維工業	8		1															1						2	
E12 木材・木製品	1																								
E13 家具・装備品	5													1	1			2							
E14 パルプ・紙	15	1	1		1					1				1	2	1	1					1	1	2	
E15 印刷・同関連業	23	1			2				1			4		4	1							1	1	2	
E16,17 化学、石油・石炭	121			1		1	1	2	3		1	3	8	9	11	4	2		1			1	12	4	
E18 プラスチック製品	30				1		1	1	1		1			2	4			1				2	1	7	
E19 ゴム製品	34				1			1		2	1			2	1								3	5	
E21 窯業・土石製品	27						2						1	1	3			1			1	2	1	6	
E22 鉄鋼業	55	3						1	2	1			3		4		2				1			9	
E23 非鉄金属製造業	34		1						4	4		1	1	2	3		4		1				2	2	
E24 金属製品製造業	38				1			2	3	1	1		1	4	2	1	5				1			5	
E25 はん用機械器具	90	1		2			1	1	8	1	4	4		3	8	3	1	1			1	4	2	9	
E26 生産用機械器具	92		1	1	1				5	4		3	1	3	11	2	2	3			2		3	4	14
E27 業務用機械器具	62		4	1	1	1		3	5	3	1	3		7	7	1					2		7	3	
E28 電子・デバイス	177	1	2	3	8		4	4	3	1	6	8	6	8	7	7	3	5	5	2	8	4	2	7	
E29 電気機械器具	134	1	1	1	2			2	8	4	5	5	3	7	6	3				1	4	2	13	17	
E30 情報通信機械器具	99	1		1		2	2	5	1	2	2	6	2	9	19	1		4			1	7	1	4	3
E31 輸送用機械器具	309	1		3	3	1	1	4	6	8	14	16	1	5	32	2	1	2	1	2	3	6	34	93	
E32,20 その他の製造業	17			1			1		1				2	3			1	1			1		2	2	
F 電気・ガス業	29	1			1			2				1	1	4		1	1		2				1	4	
G 情報通信業	195	2		2	6				2	2	2	2	7	45	36		1	2			1			14	
H 運輸業、郵便業	263	11	1	2	6	2		1	6	1	2	12	17	84	14	3	1	2	2	1	1	1	6	16	
I-1 卸売業	190	4			2				1		2	5	4	89	13	1					1		3	8	
I-2 小売業	141	12	2		2	1			1	1		7	13	24	15	1					2	1	2	8	
J 金融業、保険業	129	2	1		4	1	1	1	2	1	2	5	4	38	4	1		1			1	3	1	9	
K 不動産業、物品賃貸業	52	1			1					1			1	37	5										
L 学術研究等	129	1							13	6	1	7	5	29	35			1			1		3	6	
M75 宿泊業	33	3						1					3	7	1						2			1	
MS 飲食サービス業	85	6			2					1		6	2	29	5		1						2	5	
N 生活関連サービス業等	58	3		1								1	4	17	2				1			2	1	3	
O 教育、学習支援業	247	5	1	1	6	2	1	2	5	2	2	10	10	38	19	3	3	4	2	2	1	1	7	21	
P83 医療業	736	40	6	6	15	11	8	9	18	10	14	30	35	8	60	15	8	11	6	4	18	18	21	41	
PS その他の医療、福祉	30	2											1	9	3	1	1							1	
Q 複合サービス事業	13				1	1						1		1							1		1	1	
R91 職業紹介・派遣業	120	3		1	3			3	2	7	2	4	2	25	11	1		2				1	4	13	
R92 他の事業サービス	290	27	2	2	9	2	1	6	1	3	2	16	12	57	22	4	2	2		1	1	2	6	22	
RS その他のサービス業	27				1					1			1	16											

(注) 抽出時点の事業所数であるため、予備調査を経て実際に指定された事業所数とは異なる。

抽出事業所数(H27抽出替え)

●事業所規模500人以上

	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
TL 調査産業計	67	61	101	388	170	21	18	9	14	50	91	39	18	30	26	8	174	17	31	49	33	22	35	37	
C 鉱業、採石業等																									
D 建設業			1	15	2		2										9			1	2				
E09,10 食料品・たばこ	2	1	2	12	10	2				3	3		1				4	1	2	3		1	3	2	
E11 繊維工業			1	1						1					1										
E12 木材・木製品											1														
E13 家具・装備品				1																					
E14 パルプ・紙												1			1										
E15 印刷・同関連業			3			1	1										1								
E16,17 化学、石油・石炭	6		1	13	4	1	3			5	1	6	5	3	1		3	1		2	2				
E18 プラスチック製品	1	2	1	1	1						2														
E19 ゴム製品	3	1		1	2	1				1		2					3	1		1		2			
E21 窯業・土石製品		2	1		1						1						3							1	
E22 鉄鋼業	1			3	9		2		2	2	2	3					4				1				
E23 非鉄金属製造業	1			2	1						2	1			1					1					
E24 金属製品製造業	1			2	1					1		1	1	1			1			2					
E25 はん用機械器具	2	5	1	8	5		1			2	2	1	1	1	1		1		2		1				
E26 生産用機械器具	1	4		4	6		1		1		9	1		1			1			2				1	
E27 業務用機械器具	2	1	3		3	1			1													2			
E28 電子・デバイス	8	6	3	5	5	1		2	2	3	4	2	2	1	3		5	2	2	5	4	2		6	
E29 電気機械器具	4	7	5	7	10	1		1		1	1		1	2	2		3	1		2				1	
E30 情報通信機械器具	1	1	1	6	6				1	1	2						1		1	1	3	1			
E31 輸送用機械器具	9	4	5	7	6	1				4	10	4		2	1		6	2	3	4	1	1			
E32,20 その他の製造業		1		1																					
F 電気・ガス業			1	3							1			1			2	1							1
G 情報通信業		1	1	39	8						3				1		12			2	1	1	1	3	
H 運輸業、郵便業	2	3	3	19	9		1			2	5		1	4			12	1		1		2	2	4	
I-1 卸売業			4	32	8		1			1	4						5					1	1		
I-2 小売業		2	5	15	3	1				1	3				2		9			1	2		2	3	
J 金融業、保険業	2	2	5	14	1		1		1	1	5	1		1	1	1	5		4	1	1				
K 不動産業、物品賃貸業		1		3	1						1														
L 学術研究等		1	2	5	10															2				1	
M75 宿泊業		1	3	6	1												2					1	1		
MS 飲食サービス業			3	8	1		1			1	2				2		4		1	1	1		1	1	
N 生活関連サービス業等	2		3	8	1						1			2			1	1	1	1			1	1	
O 教育、学習支援業	2	3	14	18	7	3	2	3		4	8	3	2	2	2		14		1	2	2	2	3	2	
P83 医療業	13	10	18	73	32	6	2	3	5	11	14	11	4	7	6	6	42	6	10	12	7	6	8	12	
PS その他の医療、福祉	1		2	4	1					1	2														1
Q 複合サービス事業			1	1															2	1				1	
R91 職業紹介・派遣業	2		1	18	3					1				1			6			2		2			
R92 他の事業サービス	1	1	5	32	11	1			1	3	2	1		1		1	15			1	3		1	8	
RS その他のサービス業		1	2	1	1	1						1			1										

(注) 抽出時点の事業所数であるため、予備調査を経て実際に指定された事業所数とは異なる。

抽出事業所数(H27抽出替え)

●事業所規模100～499人

		全国	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	
TL	調査産業計	3,481	121	28	27	57	20	31	48	82	55	54	155	134	645	231	60	29	28	23	18	50	54	109	233	
C	鉱業、採石業等	10	2	1			1							1			4									
D	建設業	63	2	1		2		1		1	1		2	2	17	4	1		1				1		1	5
E09, 10	食料品・たばこ	137	8	2	2	3	1	1	2	6	3	4	8	6	6	6	4	1	1			1	2	2	5	9
E11	繊維工業	47		1	1	1		2	2	1			2		1		2	1	2	3	1		2	1	3	
E12	木材・木製品	20	2				1		1	1	1		1		1		1			1			1	1	1	
E13	家具・装備品	26			1			1	1	2	1	1		1	1	1	1						3	1	2	
E14	パルプ・紙	42	2		1			1	1	2	1		3	1	2	1		1		1			1	4	2	
E15	印刷・同関連業	12									1		1	1	3				1						1	
E16, 17	化学、石油・石炭	53			1			1	1	2	1	1	3	4	4	4		3		1			1	3	2	
E18	プラスチック製品	29				1			1	1	1	2	1	1	1	1		1		1		1	1	2	2	
E19	ゴム製品	25				1			2	1	2		1	1	1	1		1					1	1	1	
E21	窯業・土石製品	36			1			1	1	2	1		2	1	1	1	1		1			1	2	1	3	
E22	鉄鋼業	15	1						1	1	1		1	1	1	1		1						1	1	
E23	非鉄金属製造業	24		1				1	1	1	1	1	1		2	2		1			1		1	1	1	
E24	金属製品製造業	28			1			1		1	1	1	1	1	1	2	1	1			1		1	1	3	
E25	はん用機械器具	29			1					1	1	1	1		2	2	1	1				2	1	1	2	
E26	生産用機械器具	45	1			1	1	1	1	1		1	2	1	2	3	1	2	1			1	2	1	2	4
E27	業務用機械器具	91		1	1	1	1	3	3	6	3	3	5	2	10	7	2		1	1	1	5	2	4	8	
E28	電子・デバイス	34	1		1	1	1	1	2	1		1	1	1	2	1	2		1	1		3	1	1		
E29	電気機械器具	43			1		1	1		2	1	2	1	1	2	3	1		1			2	1	2	4	
E30	情報通信機械器具	40		1	1	1		2	3	1	1	1	2	1	5	3	1				1	2	1	2	1	
E31	輸送用機械器具	34	1					1		1	1	2	2		2	2						1		4	6	
E32, 20	その他の製造業	30				1			1	1	1		3		3	1	1	1		1		1	1	2	2	
F	電気・ガス業	19	1			1			1			1		1	3	1	1					1		1	1	
G	情報通信業	98	2	1		2				2		2	2	2	45	7	1		1	1		1		2	5	
H	運輸業、郵便業	225	9	2	2	4	1	1	2	4	2	2	14	11	38	18	3	1	2	1	1	2	2	6	17	
I-1	卸売業	180	4	1		3		1	1	1	1	2	5	4	74	8	1	1	1		1		2	2	13	
I-2	小売業	445	23	6	4	9	4	2	5	10	4	8	25	24	64	35	6	2	3	2	2	7	5	13	27	
J	金融業、保険業	71	2		1	1				1		1	2	2	26	3	1		1			1		1	4	
K	不動産業、物品賃貸業	161	6			2		1		1		1	5	4	68	10		1				1	1	1	11	
L	学術研究等	95	4		1	1	1		1	4	1	1	3	3	28	8	1	1		1			1	2	6	
M75	宿泊業	32	2		1	1			1		1		1	1	3	1	1		1	1		1		2	1	
MS	飲食サービス業	254	9	1		2	1	1		6	7	3	11	10	54	20	3	1	2	1	1	3	5	5	21	
N	生活関連サービス業等	274	9	3	1	3	1		2	6	7	3	16	18	52	25	5	1	1	2	1	1	5	10	20	
O	教育、学習支援業	123	3	1	1	3	1	1	1	3	1	2	6	5	22	8	2		1	1	1	1	1	3	9	
P83	医療業	37	3			1			1	1		1	1	2	3	1	1		1			1		1	2	
PS	その他の医療、福祉	146	6	2	1	2	1	2	2	2	1	2	7	5	19	12	3	2	1	1		3	1	7	7	
Q	複合サービス事業	55	4		1	2	1	2	1		2	1	1	1	1	2	2		1			1	2	1	3	2
R91	職業紹介・派遣業	101	2	1		2			3	2	2	3	3	3	18	6	2	1		1		2	1	4	11	
R92	他の事業サービス	207	11	2	1	4	1	1	3	3	2	2	8	10	45	15	3	2	2	1	1	2	2	5	11	
RS	その他のサービス業	45	1			1	1			1			1	2	12	5		1					1		3	

抽出事業所数(H27抽出替え)

●事業所規模100～499人

	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
TL 調査産業計	50	44	71	289	142	27	15	9	14	44	79	30	13	21	33	13	120	20	21	33	25	22	28	26	
C 鉱業、採石業等																								1	
D 建設業		1		7	2			1		1	2			1	1		2		1		1				1
E09,10 食料品・たばこ	2	1	3	6	8	1		1	1	2	4	1	1	1	2	1	5	3	1	2	1	3	2		2
E11 繊維工業	1	2	1	2	1	1		1		2	2		1		1		1	1	1	1	1	1			
E12 木材・木製品			1	1		1					2		1		1										
E13 家具・装備品		1		2	1					1	1			1			2								
E14 パルプ・紙	1	1	1	2	3			1	1	1		1		1	2	1			1			1			
E15 印刷・同関連業			1	1								1										1			
E16,17 化学、石油・石炭	2	1	2	4	3	1				2		2	1				1	1				1			
E18 プラスチック製品	1	2		1	1	1					1	1			1			1						1	
E19 ゴム製品	1		1	1	1	1			1		2			1				1				1			
E21 窯業・土石製品	3	2		1	2					1		2					3					1		1	
E22 鉄鋼業			1	1	1					1			1							1					
E23 非鉄金属製造業	1	1		2	1					1		1					1					1			
E24 金属製品製造業	1	1		2	2					1		1					1		1						
E25 はん用機械器具	1	2		3	1		1				1			1			1		1						
E26 生産用機械器具	1	1	1	2	2	1				1	1	1			1		2			1		1			
E27 業務用機械器具	1	2	2	4	3	1	1				3				1				1			1	1		
E28 電子・デバイス	1	1	1	1	1					1		1					1			1		1		1	
E29 電気機械器具	1	1	2	2	4					1	1			1			2	1				1			
E30 情報通信機械器具	1		1	1	2	1				1							1					1		1	
E31 輸送用機械器具	2			1	1					1	2			1			1					1			
E32,20 その他の製造業		1	1	1	3					1		1					1			1					
F 電気・ガス業				2		1					1						1			1					
G 情報通信業			2	9	2					1	2				1	1	3			1			1	1	1
H 運輸業、郵便業	3	1	6	21	10	1	1	1	1	2	7	2		2	1	1	10	1	1	2	1	1	1	2	2
I-1 卸売業	1		3	26	5			1		1	4		1		1	1	5	1		1	1	1	1	1	1
I-2 小売業	7	7	10	38	19	4	4	1	1	5	9	4	1	4	3	2	15	1	3	3	3	3	3	4	4
J 金融業、保険業	1		2	8	2				1		1	1			1		3			1		1			1
K 不動産業、物品賃貸業		1	2	22	7		1				3						7		1	1				1	2
L 学術研究等	1	1	2	9	3		1			1	2	1			1		2	1		1				1	
M75 宿泊業	1		1	2	1	1				1		1			1		1			1		1			1
MS 飲食サービス業	3	2	5	27	11	3	1		1	3	5		1	1	3	2	10	1	1	2	1	1	2	1	1
N 生活関連サービス業等	4	3	5	19	9	4	1		1	1	5	1	1	2	2	1	9	2	3	2	1	1	2	3	3
O 教育、学習支援業	1	1	3	11	6	1	1		1	2	3	1	1	1	1		4	1	1	2		1	2	1	1
P83 医療業			1	2	2		1			1	1	1			1		3		1	1		1	1		1
PS その他の医療、福祉	2	2	3	11	8	1	2		1	2	4	2		1	2	1	4	1	1	2	2	1	2	2	2
Q 複合サービス事業		2	1	1	1			1	2	1	2	1	1		2	1	2	1		2		2	1		
R91 職業紹介・派遣業	2	1	2	9	4				1	1	2	1		1	1		5	1		1		1			1
R92 他の事業サービス	2	2	3	20	7	1		1	1	2	5	1	1	1	2	1	9		2	2	2	1	1		3
RS その他のサービス業	1		1	4	2	1				1	1		1				2		1			1			

## 抽出事業所数(H27抽出替え)

●事業所規模30～99人

	全国	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知
TL 調査産業計	4,430	161	36	45	76	38	46	76	96	73	75	225	163	616	278	86	38	40	40	31	82	78	146	292
C 鉱業、採石業等	35	2	1	2		1	1				1	2	1	1		5					1	1	1	1
D 建設業	60	3	1	1	2	1	1	1	1	1		3	2	8	4	2		1		1	1	1	1	4
E09,10 食料品・たばこ	134	12	2	2	3	1	2	2	4	2	3	6	5	5	4	4	1	1	1	1	3	2	7	7
E11 繊維工業	77	1	2	2	1	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	4	1	2	5		1	1	1	5
E12 木材・木製品	37	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1		1					1	1	3
E13 家具・装備品	29	2							1			2		1	1	1						1	1	2
E14 パルプ・紙	36	1			1			1	1	1		4	1	1	1	1	1					1	1	4
E15 印刷・同関連業	40	1		1			1		1		1	4	1	8	1	1		1				1	1	1
E16,17 化学、石油・石炭	51	1					1	1	2	1	1	4	2	5	4		1		1			1	2	2
E18 プラスチック製品	74	1	1		1		1	2	3	3	2	5	2	3	3	1	1	1	1		2	3	4	8
E19 ゴム製品	38			1	1			1	2	1	1	3	2	1	1				1			1	3	3
E21 窯業・土石製品	53	1	1		1		1	2	2	1	1	2	2	2	1	1	1	1			1	5	1	5
E22 鉄鋼業	19			1					1		1		1	1	1	1			1					1
E23 非鉄金属製造業	47	1		1	1	1		2	2	1	2	5	1	2	2	1	1			1	2	1	1	4
E24 金属製品製造業	46	1			1		1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	1	1				2	1	2
E25 はん用機械器具	19	1						1		1		1		1	1		1					1		1
E26 生産用機械器具	39	1			1		1	1	1		1	2	1	1	2	1	1	1			1	1	2	2
E27 業務用機械器具	59	1		1	1	1	1	2	2	3	2	4	1	7	4	2					1	4		3
E28 電子・デバイス	114	1	3	2	3	4	3	5	3	3	3	5	2	6	8	5	3	1	2	3	7	3	4	3
E29 電気機械器具	88	1		1	1	1	1	2	4	2	2	5	1	5	5	3		1	1	1	3	2	6	7
E30 情報通信機械器具	72	1		3	1	1	3	5	2	3	1	7	1	8	8	3		1			2	5		3
E31 輸送用機械器具	53			1		1		1	1	2	3	3		1	4		1				1	1	2	5
E32,20 その他の製造業	80	1		1	1	1	2	2	1	2	3	8	3	10	2	2		1	3	2	2	1	3	4
F 電気・ガス業	44	2	1	1	1		1	1	1		1	2	1	3	3	2			1			1	1	1
G 情報通信業	85	3			2			1	2		1	1	2	35	5	1	1				1			2
H 運輸業、郵便業	136	6	1	2	2	1	1	3	3	2	3	9	6	12	8	3	1	2	1		2	2	5	9
I-1 卸売業	219	7	2	1	4	1	2	2	2	2	2	8	6	53	9	4	1	3	1	1	2	3	4	18
I-2 小売業	299	13	3	3	6	2	3	4	8	5	5	16	14	34	19	4	3	3	2	2		5	5	8
J 金融業、保険業	179	8	2	1	3	2	1	3	3	3	3	9	7	32	10	3	1	2	2		3	3	4	10
K 不動産業、物品賃貸業	236	10		1	6	1		2	2	2	1	10	9	60	18	2	1	2	1	1	2	2	5	15
L 学術研究等	161	7	1	1	3	2		2	4	3	2	4	5	36	10	3	1	1	2	1	2	2	4	10
M75 宿泊業	133	8	2	3	3	2	2	3	2	3	3	2	4	7	6	3	2	3	1	2	5	3	7	5
MS 飲食サービス業	766	22	4	3	10	3	2	6	12	9	8	44	39	141	73	7	3	6	3	4	7	11	21	61
N 生活関連サービス業等	204	8	2	1	3	2	1	3	6	5	3	11	11	26	13	3	2	1	1	2	3	4	6	13
O 教育、学習支援業	87	3	1	1	1	1	1	1	2	1	1	5	4	11	6	2	1		1	1	1	1	3	5
P83 医療業	45	3			1		1		1	1		2	2	5	2		1					1	1	2
PS その他の医療、福祉	100	4	1	1	2	1	2	1	2	1	2	4	4	11	7	2	1	1	1		2	2	2	5
Q 複合サービス事業	59	5	1	1	1	1	2	1	1	1		3	1	4	3	1	1		1		2	1	2	2
R91 職業紹介・派遣業	84	3		1	1		1	2	2	1	3	3	2	13	5	1	1	1		1	1	2	4	9
R92 他の事業サービス	193	9	2	2	4	1	1	3	4	3	2	8	9	35	13	3	1	2	1	1	2	3	5	10
RS その他のサービス業	100	4	1	1	2	1		2	2	1	2	5	4	17	7	2	1		1	1	1	1	3	6

抽出事業所数(H27抽出替え)

●事業所規模30～99人

	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
TL 調査産業計	66	53	87	356	175	37	33	19	21	61	104	39	24	29	45	16	163	25	33	53	38	29	50	37
C 鉱業、採石業等				1	1					1		2				1	2	1		2	2			1
D 建設業		1	1	3	2		1		1		2	1			1		3		1	1		1	1	
E09,10 食料品・たばこ	2	2	2	6	6	1	1	1	1	2	3	2	1	2	2	1	5	2	2	1	2	1	4	2
E11 繊維工業	1	2	2	5	2	1	2		1	4	2	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	
E12 木材・木製品		1		2	1		1				2		1		1		1			1		2		
E13 家具・装備品	1		1	1	1	1			1		2				1		2				1			
E14 パルプ・紙		1		3	2				1		1			1	2		2							1
E15 印刷・同関連業		1	1	4	1			1		1		1			1		1		1					1
E16,17 化学、石油・石炭	2	1	1	6	3	1	1			1	1	1	1				2				1			
E18 プラスチック製品	2	2	1	6	3	1		1		1	2		1	1			2			1	1		1	
E19 ゴム製品	2	1		2	3		1			2	2				1		1					1		
E21 窯業・土石製品	1	2		3	2		1			2	1		1		1		2	2		1		1		1
E22 鉄鋼業				3	1				1		1						1			1				
E23 非鉄金属製造業	1	1		4	3		1			1	1				1		1		1					
E24 金属製品製造業	2		1	5	3			1			2			1			2				1			
E25 はん用機械器具		1		2	2						1		1				1					1		
E26 生産用機械器具	1	1	1	3	2		1			1	1	1				1	1			1				
E27 業務用機械器具		1	2	3	3			1			1						1			1			1	
E28 電子・デバイス	3	3	2	5	4	1		2	1	1	1	1			1		1		1	1	1	1	1	2
E29 電気機械器具	2	2	2	8	4	1	1		1	1	2		1	1	1		2	1	1		1		1	1
E30 情報通信機械器具	1			3	2	1			1	1	1					1				1	1			
E31 輸送用機械器具	1	1		2	2		1			1	3	1			1		1	1	1		1			
E32,20 その他の製造業	1	1	2	7	3	1	1			1	2		1	1			2			1			1	
F 電気・ガス業	1		1	3	1	1			1	1	1		1		1		1	1	1	1		1		1
G 情報通信業			1	8	1	1				1	1	1			1		3	1		1			1	1
H 運輸業、郵便業	3	1	2	10	5	1	1	1		3	3	2	1	1	1	1	6	2	1	2	1	1	2	1
I-1 卸売業	1	1	4	30	6	1	1	1		3	6	1	1	2	2		11	1	1	2	1	1	2	2
I-2 小売業	4	4	6	20	13	3	2	1	2	4	8	3	2	2	3	2	12	2	3	5	4	2	4	4
J 金融業、保険業	2	2	3	14	6	2	1	1	1	2	4	2	1	2	2		8	1	2	3	1	1	2	1
K 不動産業、物品賃貸業	2	1	5	25	9	2		1		2	5	2		1	2	1	12	1	2	2	2	1	2	3
L 学術研究等	2	1	3	13	5	1	1		2	1	4	1	1	1	2		7	1	1	1	2	1	2	2
M75 宿泊業	3	1	4	4	4	1	2	1	2	2	2	2	1	1	1	1	4	1	2	4	2	1	3	3
MS 飲食サービス業	10	8	22	79	35	9	5	2	1	7	15	5	2	4	5	2	26	1	4	6	3	3	7	6
N 生活関連サービス業等	4	2	4	13	9	2	1	1		3	4	3	1	1	3	1	8	1	2	3	2	1	2	3
O 教育、学習支援業	1	1	2	6	4	1	1		1	1	2	1		1	1		4		1	1	1	1	1	1
P83 医療業	1		1	3	2			1		1	1	1		1		1	2	1		1	1	1	2	
PS その他の医療、福祉	1	2	2	7	4	1	1		1	2	2	1	1	1	1	1	4	1	1	2	1	1	1	2
Q 複合サービス事業	1	1	1	3	2		1	1		1	1	1	1		1		2		2		1	1	2	1
R91 職業紹介・派遣業	2	1	1	8	3					1	3			1			4			1	1			1
R92 他の事業サービス	3	2	3	15	7	1	2	1	1	2	5	2	1	1	2	1	8	2	2	2	1	2	2	1
RS その他のサービス業	2		3	8	3	1	1			2	3		1	1	1		4		1	1	1	1	1	



抽出事業所の常用雇用者数(H27抽出替え)

●事業所規模500人以上

	全国	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山
TL 調査産業計	4,530,204	121,350	18,938	27,121	70,810	20,725	18,632	45,505	108,869	77,469	60,982	154,430	166,476	822,349	405,152	49,051	36,465
C 鉱業、採石業等	0																
D 建設業	74,365			1,385	1,101	711			923			1,451	4,676	21,384	4,901		
E09,10 食料品・たばこ	118,087	5,285	743		2,307	732			4,299	581	1,247	8,899	10,177	16,816	11,399	4,273	
E11 繊維工業	7,790		1,058														
E12 木材・木製品	545																
E13 家具・装備品	7,915													576	716		
E14 パルプ・紙	11,508	642	741		795					996				1,855	1,174	532	578
E15 印刷・関連連業	19,448	688			1,188				786			5,067		4,012	947		
E16,17 化学、石油・石炭	111,054			547		589	559	1,551	2,586		953	1,963	6,781	19,560	6,914	2,864	1,288
E18 プラスチック製品	26,246				1,027		667	659	1,992		523			1,280	4,282		
E19 ゴム製品	38,419				1,425			1,632		1,920	570			3,041	1,454		
E21 窯業・土石製品	24,805						1,164						645	765	2,212		
E22 鉄鋼業	73,235	2,239						739	3,817	628			7,907		4,910		1,801
E23 非鉄金属製造業	31,141		1,419					3,907	2,886			667	1,540	2,127	2,063		3,966
E24 金属製品製造業	29,197				1,347			1,700	1,904	887	872		515	4,294	1,257	530	4,510
E25 はん用機械器具	106,623	603		1,309			623	869	11,289	1,864	3,939	2,901		2,004	11,180	2,246	1,736
E26 生産用機械器具	88,844		546	554	603				5,770	5,566		2,594	633	3,716	11,721	1,114	1,396
E27 業務用機械器具	65,937		2,981	563	1,284	1,430		2,535	7,650	2,694	641	2,075		7,124	9,885	979	
E28 電子・デバイス	199,290	516	1,189	2,952	6,566		3,739	2,372	2,794	918	5,652	7,362	6,496	9,888	7,708	6,313	3,000
E29 電気機械器具	145,022	605	573	584	1,159			1,399	9,569	4,675	3,121	2,981	2,682	11,569	6,540	2,089	
E30 情報通信機械器具	150,999	645		517		1,365	1,263	5,011	762	2,771	1,153	5,587	1,965	39,975	31,020	541	
E31 輸送用機械器具	515,905	3,185		3,866	2,965	557	565	3,153	6,376	12,766	20,039	22,753	1,004	10,767	40,654	1,106	533
E32,20 その他の製造業	16,386			552			1,229		940				1,450	2,972			3,157
F 電気・ガス業	35,757	1,369			2,040			1,790				780	562	5,734		1,213	818
G 情報通信業	200,105	1,777		1,191	5,013				1,800		1,749	1,107	5,178	65,272	34,311		568
H 運輸業、郵便業	242,324	7,781	593	2,059	4,926	1,573		670	3,851	708	1,382	10,651	13,439	98,170	10,229	2,448	581
I-1 卸売業	190,477	4,019			1,396				759		1,665	5,491	2,967	104,403	9,324	695	
I-2 小売業	126,175	7,617	1,457		1,169	512			508	576		5,207	12,109	35,793	12,328	675	
J 金融業、保険業	144,921	3,390	544		2,962	540	628	519	2,268	734	1,920	3,950	3,517	55,152	6,518	1,453	
K 不動産業、物品賃貸業	49,086	664			655					698			687	38,643	3,537		
L 学術研究等	161,443	579								12,147	13,517	1,087	9,387	4,069	38,969	53,568	
M75 宿泊業	23,044	1,990						660					1,788	5,132	565		
MS 飲食サービス業	91,712	4,079			1,735					1,498		4,669	1,398	37,512	3,553		
N 生活関連サービス業等	82,242	3,712		2,603								742	22,248	14,869	3,555		
O 教育、学習支援業	264,447	10,870	734	1,753	5,312	1,946	1,443	1,257	5,352	1,345	2,701	7,643	9,128	43,355	20,062	3,899	3,302
P83 医療業	629,318	32,249	4,947	4,818	12,427	8,312	5,751	9,621	15,059	10,356	9,160	24,865	29,987	10,988	51,527	11,681	6,382
PS その他の医療、福祉	28,007	1,117											867	8,500	3,919	1,117	719
Q 複合サービス事業	9,201				617	601						617		1,149			
R91 職業紹介・派遣業	113,032	2,009		538	2,064			2,091	1,198	6,458	1,205	2,736	2,401	27,382	12,160	592	
R92 他の事業サービス	257,103	23,720	1,413	1,330	8,166	1,857	1,001	7,277	563	1,909	1,403	12,285	8,820	55,939	19,059	2,691	2,130
RS その他のサービス業	19,049				561					518			840	11,662			

(注) 抽出時点の事業所数に基づくものであるため、予備調査を経て実際に指定された事業所の労働者数とは異なる。

抽出事業所の常用雇用者数(H27抽出替え)

●事業所規模500人以上

	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島
TL 調査産業計	38,264	21,171	20,703	49,907	47,142	158,459	478,150	80,635	62,021	98,187	395,913	169,332	21,223	14,910	6,280	13,610	54,493	103,319
C 鉱業、採石業等																		
D 建設業	643		699				9,355			1,391	14,025	1,590		1,155				
E09,10 食料品・たばこ	505		1,935	507		1,913	7,364	1,062	501	1,823	9,325	6,962	1,297				2,321	2,649
E11 繊維工業	688						1,843			1,187	749						1,104	
E12 木材・木製品																		545
E13 家具・装備品	1,595										5,028							
E14 パルプ・紙					584	685	1,148											
E15 印刷・同関連業					632	513	1,634			1,935			868	518				
E16,17 化学、石油・石炭		526			515	9,402	2,629	6,247		673	10,440	3,570	507	2,790			4,318	1,760
E18 プラスチック製品	504				1,016	719	5,214	1,117	3,145	718	807	555						2,021
E19 ゴム製品						2,630	7,321	3,426	1,661		820	3,329	608				699	
E21 窯業・土石製品	581		529		1,782	627	6,136		1,595	648		567						629
E22 鉄鋼業				534			12,270	527			2,042	10,932		1,993		2,182	5,045	5,678
E23 非鉄金属製造業		667				1,817	2,867	867			1,870	773						1,921
E24 金属製品製造業				573			2,987	764			1,244	975					689	
E25 はん用機械器具	535		506	3,050	1,531	2,792	10,157	2,065	3,888	701	10,492	12,901		930			2,001	2,574
E26 生産用機械器具	2,924		1,818		1,674	3,713	15,109	1,110	3,141		5,084	6,582		1,182		525		6,572
E27 業務用機械器具			1,796			5,297	4,049	2,080	533	4,702		2,884	2,225			597		
E28 電子・デバイス	5,534	6,199	1,626	8,018	2,367	1,658	12,000	13,809	9,199	5,992	5,917	5,273	1,604		1,136	3,482	2,877	5,286
E29 電気機械器具			2,614	2,677	1,717	18,969	22,428	4,882	8,127	4,721	7,436	11,452	1,167		615		616	1,101
E30 情報通信機械器具	2,451		673	8,443	843	5,757	3,717	1,192	1,357	1,084	12,222	8,858				651	500	3,222
E31 輸送用機械器具	1,252	2,571	1,934	1,776	9,599	49,085	193,213	22,596	6,105	4,955	12,371	10,994	1,737				8,339	23,336
E32,20 その他の製造業	504			572		2,154	1,574		631		651							
F 電気・ガス業		1,047				787	6,195			510	5,596							2,242
G 情報通信業	1,426			726			11,251		668	500	38,152	6,485						2,332
H 運輸業、郵便業	1,118	2,189	643	681	720	3,906	13,787	1,138	2,120	2,363	22,453	5,673		552			1,496	4,026
I-1 卸売業				607		2,906	6,977			4,250	29,123	6,069		546			519	3,483
I-2 小売業				1,179	583	1,157	6,410		2,178	4,539	12,918	2,268	510				546	2,965
J 金融業、保険業	555			867	2,476	837	5,955	1,147	1,584	3,910	18,316	958		767		868	733	4,247
K 不動産業、物品賃貸業									600		2,444	631						527
L 学術研究等	786			727		5,455	6,274		697	1,404	3,815	7,121						
M75 宿泊業				1,519			644		800	1,744	4,429	695						
MS 飲食サービス業	664					1,132	5,050			1,844	9,522	794		511			681	1,519
N 生活関連サービス業等		800			3,377	609	3,654	1,248		2,818	12,533	736						629
O 教育、学習支援業	3,181	2,214	2,071	893	1,477	6,023	20,917	1,823	4,067	18,706	16,056	7,396	4,055	1,795	2,001		3,988	6,527
P83 医療業	9,797	4,958	3,347	15,167	14,222	19,528	39,049	10,180	7,950	17,005	61,059	24,898	4,919	2,171	2,528	4,583	12,684	12,808
PS その他の医療、福祉							625	886		1,272	3,181	662					2,110	2,524
Q 複合サービス事業				812		590	504			795	683							
R91 職業紹介・派遣業	1,673				881	3,305	9,272	1,752		515	22,985	2,670					596	
R92 他の事業サービス	1,348		512	579	1,146	4,493	18,571	717	960	4,278	31,493	13,231	698			722	2,631	2,196
RS その他のサービス業									514	1,204	632	848	1,028					

(注) 抽出時点の事業所数に基づくものであるため、予備調査を経て実際に指定された事業所の労働者数とは異なる。

抽出事業所の常用雇用者数(H27抽出替え)

●事業所規模500人以上

	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
TL 調査産業計	36,299	20,694	21,598	21,509	5,728	175,000	13,336	43,353	43,803	30,381	17,203	35,419	27,838
C 鉱業、採石業等													
D 建設業						6,836			602	1,537			
E09,10 食料品・たばこ		569				4,191	628	1,441	2,077		547	2,529	1,183
E11 繊維工業				1,161									
E12 木材・木製品													
E13 家具・装備品													
E14 パルプ・紙	517			1,261									
E15 印刷・同関連業						660							
E16,17 化学、石油・石炭	6,518	5,914	1,841	1,371		2,509	526		1,765	1,078			
E18 プラスチック製品													
E19 ゴム製品	1,766					2,804	844		571		1,898		
E21 窯業・土石製品						3,325						3,600	
E22 鉄鋼業	2,981					5,010				2,000			
E23 非鉄金属製造業	513			564					707				
E24 金属製品製造業	503	566	739			843			1,498				
E25 はん用機械器具	752	1,272	790	569		1,962		6,081		511			
E26 生産用機械器具	658		650			868			2,368			653	
E27 業務用機械器具										1,933			
E28 電子・デバイス	1,831	3,626	1,230	2,904		3,295	2,766	2,858	6,079	5,136	1,264	8,859	
E29 電気機械器具		1,021	1,687	1,183		1,847	938		1,603			675	
E30 情報通信機械器具						774		1,009	590	3,996	1,085		
E31 輸送用機械器具	6,224		1,757	830		12,891	1,610	3,800	5,550	2,442	649		
E32,20 その他の製造業													
F 電気・ガス業			1,072			2,566	539						897
G 情報通信業				547		13,539			1,452	600	936	846	2,679
H 運輸業、郵便業		584	2,541			10,587	580		702		1,605	1,172	2,627
I-1 卸売業						4,191					557	530	
I-2 小売業				1,252		5,824			780	1,564		1,670	1,881
J 金融業、保険業	1,042		638	802	536	9,010		4,098	698	782			
K 不動産業、物品賃貸業													
L 学術研究等								1,262				579	
M75 宿泊業						1,374				936		768	
MS 飲食サービス業				1,268		5,626		6,911	500	593		653	
N 生活関連サービス業等			1,155			928	785	1,085	896			2,711	549
O 教育、学習支援業	3,543	3,216	1,186	2,556		16,411		3,945	2,641	1,429	1,827	2,835	1,566
P83 医療業	8,024	3,926	5,194	4,736	4,642	38,796	4,120	9,186	10,219	5,007	4,509	6,318	9,658
PS その他の医療、福祉													508
Q 複合サービス事業								1,677	644			512	
R91 職業紹介・派遣業			515			5,521			1,123		1,390		
R92 他の事業サービス	690		603		550	12,812			738	1,773		509	6,290
RS その他のサービス業	737			505									

(注) 抽出時点の事業所数に基づくものであるため、予備調査を経て実際に指定された事業所の労働者数とは異なる。

抽出事業所の常用雇用者数(H27抽出替え)

●事業所規模100～499人

	全国	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山
TL 調査産業計	624,405	21,248	4,798	4,237	9,856	3,190	5,470	8,405	14,450	9,939	10,538	26,931	24,518	122,209	41,766	10,230	5,544
C 鉱業、採石業等	1,810	546	108			102							144			767	
D 建設業	11,636	218	106		384		354		175	149		203	421	3,244	709	135	
E09,10 食料品・たばこ	25,446	1,326	223	319	650	207	131	286	1,152	857	671	1,445	957	1,429	1,292	672	146
E11 繊維工業	6,861		105	179	124		246	229	115			229		128		328	138
E12 木材・木製品	3,178	237						146	112	121		105		264		175	
E13 家具・装備品	5,383			103			101	345	282	102	233		407	341	427	306	
E14 パルプ・紙	7,329	240		114			147	116	490	126		458	111	478	310		333
E15 印刷・同関連業	1,687									100		114	102	474			
E16,17 化学、石油・石炭	9,972			103			134	153	329	160	269	445	685	1,084	672		654
E18 プラスチック製品	6,054				191			438	130	182	446	132	119	122	168		113
E19 ゴム製品	5,175				137			371	113	287		114	105	261	233		323
E21 窯業・土石製品	6,422			159			120	140	358	101		422	312	104	223	228	
E22 鉄鋼業	2,538	263						156		122		109		131	135		107
E23 非鉄金属製造業	5,252		128				342	463	217	126	105	292		297	349		245
E24 金属製品製造業	5,365			176			105		169	134	170	199	141	102	294	119	319
E25 はん用機械器具	5,661			258					222	224	112	121		425	279	142	205
E26 生産用機械器具	8,702	167			284	108	165	135	126		238	414	114	558	810	106	477
E27 業務用機械器具	18,501		277	209	176	163	620	819	1,146	411	538	824	599	2,042	1,779	354	
E28 電子・デバイス	6,164	106		106	109	207	272	279	238		130	161	253	326	205	349	
E29 電気機械器具	7,438			166		122	120		306	111	580	103	106	315	328	174	
E30 情報通信機械器具	8,334		321	109	422		243	506	289	217	147	375	201	1,558	472	181	
E31 輸送用機械器具	6,459	443					136		119	100	614	235		403	291		
E32,20 その他の製造業	5,654				239			102	111	207		731		719	149	102	152
F 電気・ガス業	3,254	115			108			105			118		220	523	364	258	
G 情報通信業	20,604	416	181		583				342			251	365	8,492	1,889	330	
H 運輸業、郵便業	38,001	1,470	210	356	649	122	310	325	733	340	259	2,343	1,753	7,415	2,765	369	106
I-1 卸売業	33,464	537	105		398		111	108	346	102	738	705	1,172	14,414	1,970	160	190
I-2 小売業	73,343	3,859	986	848	1,208	622	221	734	1,470	645	1,432	4,098	4,341	10,437	6,018	998	259
J 金融業、保険業	12,556	321		101	164				106		336	490	518	4,906	394	100	
K 不動産業、物品賃貸業	29,791	1,039			397		149		116		246	929	662	13,763	1,676		182
L 学術研究等	18,100	843		160	129	111		409	991	122	116	597	447	5,865	1,455	151	132
M75 宿泊業	6,144	307		113	327			158		136		298	312	716	165	161	
MS 飲食サービス業	46,538	1,843	214		334	326	114		1,253	2,381	819	2,167	1,836	9,598	3,312	704	118
N 生活関連サービス業等	45,894	1,252	715	114	397	206		293	882	1,028	390	2,678	3,117	9,082	4,278	955	106
O 教育、学習支援業	21,062	667	151	140	555	107	133	137	523	151	418	1,299	648	3,967	1,358	296	
P83 医療業	7,146	401			153			100	216		185	154	512	606	303	162	
PS その他の医療、福祉	20,450	1,140	581	103	281	185	242	261	295	146	220	1,088	642	2,677	1,451	420	238
Q 複合サービス事業	10,788	599		189	206	195	462	100		277	176	464	116	101	590	323	
R91 職業紹介・派遣業	19,593	557	102		429			460	436	270	544	628	486	3,584	1,099	388	452
R92 他の事業サービス	38,711	2,229	285	112	690	137	492	531	442	504	288	1,392	2,259	8,621	2,917	317	298
RS その他のサービス業	7,945	107			132	102			100			119	335	2,637	637		251

抽出事業所の常用雇用者数(H27抽出替え)

●事業所規模100～499人

	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島
TL 調査産業計	4,124	3,657	2,886	7,754	9,804	20,037	41,400	9,073	7,732	11,340	52,655	24,954	4,550	2,468	1,732	1,857	7,290	15,522
C 鉱業、採石業等																		
D 建設業	143			289		174	1,101		171		1,185	310			111		451	551
E09,10 食料品・たばこ	140		152	310	267	1,084	1,695	436	346	469	1,111	1,598	292		414	193	234	754
E11 繊維工業	306	347	319		301	118	474	114	311	105	243	218	102		150		517	277
E12 木材・木製品		170			278	125	138			188	186		128					358
E13 家具・装備品					512	226	353		102		390	174					150	373
E14 パルプ・紙		157			237	782	237	256	122	139	253	541			392	167	103	
E15 印刷・同関連業	250						102			192	138							
E16,17 化学、石油・石炭		125			405	580	304	478	127	244	697	435	143				438	
E18 プラスチック製品		439		128	140	589	494	239	509		104	160	179					341
E19 ゴム製品					284	241	167	190		164	108	267	255			124		622
E21 窯業・土石製品	105			152	377	394	670	408	263		119	320						256
E22 鉄鋼業						123	149			112	283	332						140
E23 非鉄金属製造業			215		227	199		107	476		235	203						255
E24 金属製品製造業			138		200	372	625	132	227		303	342						137
E25 はん用機械器具				401	232	216	450	258	284		632	112		287				184
E26 生産用機械器具	266		102	210	114	500	780	106	115	126	432	418	213				122	157
E27 業務用機械器具	111	127	374	852	509	783	1,166	288	256	444	736	508	119	474				711
E28 電子・デバイス	329	153		472	218	245		219	131	175	202	150					129	
E29 電気機械器具	223			344	290	244	696	487	251	242	550	664					145	108
E30 情報通信機械器具			190	389	142	527	172	316		137	444	353	103				162	
E31 輸送用機械器具			132		132	764	1,166	346			322	165					181	272
E32,20 その他の製造業		194		131	132	626	279		161	120	171	538					189	
F 電気・ガス業				132		118	151				286		254					169
G 情報通信業	130	165		104		735	1,102			329	1,800	407					150	608
H 運輸業、郵便業	223	101	122	314	344	852	2,804	818	274	1,051	3,595	1,618	304	138	192	104	281	1,170
I-1 卸売業	107		109		339	216	2,354	193		520	4,476	993			115		172	557
I-2 小売業	446	354	221	885	544	1,788	5,083	874	1,317	1,864	6,830	3,230	572	576	129	133	528	1,478
J 金融業、保険業	141		127		259	222	578	129		354	1,423	406				105		132
K 不動産業、物品賃貸業				193	155	320	2,199		130	275	3,967	855		155				577
L 学術研究等		249			279	379	808	169	153	421	1,591	905		158			160	249
M75 宿泊業	185	136		126		379	107	258		106	376	209	278				118	
MS 飲食サービス業	204	103	129	338	835	846	3,554	542	376	647	4,984	1,885	587	110		106	308	885
N 生活関連サービス業等	108	241	187	117	613	1,545	3,817	529	423	974	3,365	1,419	488	120		122	120	1,031
O 教育、学習支援業	109	145	109	196	118	593	1,275	120	130	493	1,762	985	198	113		139	550	544
P83 医療業	110			102		102	244			161	629	311		117			131	377
PS その他の医療、福祉	102	124		337	121	860	1,200	241	365	366	1,427	1,308	119	220		100	258	601
Q 複合サービス事業	170		148	585	160	490	350		225	104	426	286		120	251	382	441	
R91 職業紹介・派遣業		101		382	141	905	1,956	500	158	363	2,197	792			143	184	371	
R92 他の事業サービス	216	226	112	265	543	775	2,216	214	329	344	3,894	1,192	114		109	170	224	1,322
RS その他のサービス業					356		384	106		111	783	345	102				115	302

抽出事業所の常用雇用者数(H27抽出替え)

●事業所規模100～499人

		山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
TL	調査産業計	5,281	2,158	3,409	6,276	1,952	21,716	3,615	4,428	6,491	3,872	4,106	4,713	4,224
C	鉱業、採石業等												143	
D	建設業			105	111		451		104		137			144
E09,10	食料品・たばこ	110	359	140	273	126	981	414	128	489	127	519	278	244
E11	繊維工業		102		207		123	109	164	102	220	111		
E12	木材・木製品		176		103									
E13	家具・装備品			163			293							
E14	パルプ・紙	139		219	294	103		109			156			
E15	印刷・同関連業	109									106			
E16,17	化学、石油・石炭	663	120				318	101				106		
E18	プラスチック製品	170			107			292					122	
E19	ゴム製品			152				478			179			
E21	窯業・土石製品	267					588				191		145	
E22	鉄鋼業		233							143				
E23	非鉄金属製造業	178					194				399			
E24	金属製品製造業	229					238		494					
E25	はん用機械器具			171			113		333					
E26	生産用機械器具	108			430		460			228	113			
E27	業務用機械器具				474				144		236	232		
E28	電子・デバイス	148					173			318	103		258	
E29	電気機械器具			141			316	160			146			
E30	情報通信機械器具						102				117		139	
E31	輸送用機械器具			172			319				147			
E32,20	その他の製造業	145					257			199				
F	電気・ガス業						190			143				
G	情報通信業				428	255	910			130			259	243
H	運輸業、郵便業	280		264	136	107	1,783	160	160	288	112	154	353	374
I-1	卸売業		104		210	279	907	185		101	166		176	129
I-2	小売業	551	120	479	373	247	2,685	103	897	678	485	453	497	747
J	金融業、保険業	210			126		518			100		115		175
K	不動産業、物品賃貸業						926		251	141			193	295
L	学術研究等	110			231		268	111		168			163	
M75	宿泊業	116			112		200			113		467		165
MS	飲食サービス業		109	208	542	333	1,503	172	334	902	109	247	491	130
N	生活関連サービス業等	238	133	260	335	103	1,706	369	392	619	138	107	319	463
O	教育、学習支援業	104	138	308	290		708	164	126	481		116	353	145
P83	医療業	393			192		452		277	208		340	208	
PS	その他の医療、福祉	342		108	262	109	445	124	163	304	245	123	245	261
Q	複合サービス事業	445	234		370	116	476	388		237		360	226	
R91	職業紹介・派遣業	114		187	190		836	176		111		167		184
R92	他の事業サービス	112	180	332	480	174	1,822		273	288	240	361	145	525
RS	その他のサービス業		150				455		188			128		



抽出事業所の常用雇用者数(H27抽出替え)

●事業所規模30～99人

	全国	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山
TL 調査産業計	216,660	7,931	1,687	2,215	3,843	1,747	2,184	3,813	4,528	3,655	3,596	10,983	7,842	30,283	13,072	4,448	1,801
C 鉱業、採石業等	1,529	102	46	90		30	67				34	85	33	33		183	
D 建設業	2,574	145	50	39	87	36	31	35	41	47		106	111	452	153	110	
E09,10 食料品・たばこ	7,281	689	155	66	238	30	86	70	194	102	208	291	275	300	193	222	79
E11 繊維工業	4,005	39	114	71	86	163	117	127	34	30	50	53	42	90	89	223	67
E12 木材・木製品	1,592	80	34	55	34	71	45	36	85	66	32	57	31	79	36		30
E13 家具・装備品	1,430	88					34		47		49	113		31	91	36	
E14 パルプ・紙	1,884	99			31			61	42	63		217	55	98	35	35	33
E15 印刷・同関連業	1,998	33		81			37		47		41	200	72	369	33	46	
E16,17 化学、石油・石炭	2,805	71					45	72	69	38	39	213	120	285	229		40
E18 プラスチック製品	3,665	30	35		84		43	116	153	183	75	290	133	111	141	90	38
E19 ゴム製品	2,106			58	76			91	102	64	35	103	79	38	78		
E21 窯業・土石製品	2,432	35	31		46		67	127	68	38	35	112	114	74	39	39	38
E22 鉄鋼業	981			44					48		67		98	57	79	30	
E23 非鉄金属製造業	2,453	76		38	54	30		108	98	37	70	280	36	129	97	30	75
E24 金属製品製造業	2,161	37			54		42	46	31	38	74	81	69	30	78	148	47
E25 はん用機械器具	1,002	41						50		60		32		46	65		31
E26 生産用機械器具	1,978	43			68		31	31	53		34	193	95	70	143	63	33
E27 業務用機械器具	3,119	38		78	42	78	46	137	110	162	84	220	33	293	178	125	
E28 電子・デバイス	5,939	77	222	126	134	193	221	265	197	146	162	257	99	260	395	296	113
E29 電気機械器具	4,763	80		41	40	88	41	98	211	162	93	264	35	243	200	207	
E30 情報通信機械器具	4,065	39		176	86	33	196	284	84	127	68	397	36	463	385	225	
E31 輸送用機械器具	3,011			48		36		53	33	112	223	179		55	184		43
E32,20 その他の製造業	4,258	69		82	38	33	93	153	38	71	131	467	164	600	80	144	
F 電気・ガス業	2,246	132	31	87	40		63	53	65		33	101	31	168	127	148	
G 情報通信業	4,477	164			92			39	111		63	41	86	1,941	293	34	42
H 運輸業、郵便業	6,513	312	33	61	81	44	38	104	132	113	117	520	244	593	350	130	31
I-1 卸売業	10,444	344	62	34	142	32	85	65	66	79	88	323	289	2,722	410	178	46
I-2 小売業	15,017	683	120	134	272	116	159	171	443	275	244	785	762	1,560	853	248	131
J 金融業、保険業	8,404	367	149	41	155	74	39	159	103	163	136	434	358	1,546	467	197	52
K 不動産業、物品賃貸業	10,946	489		34	262	40		67	70	115	32	438	480	3,054	929	72	44
L 学術研究等	8,151	318	55	44	193	100		69	230	135	82	211	258	1,859	476	127	49
M75 宿泊業	6,715	380	94	176	181	96	87	126	109	148	170	76	213	323	270	126	89
MS 飲食サービス業	33,004	978	139	127	457	133	89	288	423	357	361	1,847	1,585	6,259	3,024	321	159
N 生活関連サービス業等	9,754	363	88	71	126	95	40	111	273	247	152	545	573	1,216	605	121	91
O 教育、学習支援業	4,006	108	39	75	34	30	38	75	78	57	38	207	183	449	249	63	49
P83 医療業	2,642	137			70		46		92	62		140	121	300	88		91
PS その他の医療、福祉	4,934	190	41	32	117	32	78	53	113	51	116	169	206	552	368	79	80
Q 複合サービス事業	2,738	293	33	37	41	32	105	94	32	37		126	36	159	158	38	54
R91 職業紹介・派遣業	4,407	123		67	43		36	108	99	45	172	167	86	712	280	41	39
R92 他の事業サービス	10,499	472	75	63	208	34	39	177	232	179	103	440	470	1,882	782	179	48
RS その他のサービス業	4,732	167	41	39	131	68		94	72	46	85	203	131	782	342	94	39

抽出事業所の常用雇用者数(H27抽出替え)

●事業所規模30～99人

	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島
TL 調査産業計	1,898	1,981	1,858	4,292	3,687	7,284	14,254	3,425	2,939	4,311	17,270	8,626	1,724	1,691	882	931	3,043	4,712
C 鉱業、採石業等				32	36	34	47				41	68					47	
D 建設業	40		40	39	39	30	164		49	54	102	69		31		46		68
E09,10 食料品・たばこ	41	42	36	117	168	377	392	133	170	117	274	304	56	62	89	32	90	222
E11 繊維工業	76	302		96	39	46	212	98	154	102	242	94	49	95		31	156	72
E12 木材・木製品		38			37	33	139		57		70	34		51			43	79
E13 家具・装備品		30		30	57	135	94	56		36	40	39	35			65		92
E14 パルプ・紙				61	54	190	82		60		121	112				32		41
E15 印刷・同関連業	39			35	93	85	129		48	41	236	48			31		59	
E16,17 化学、石油・石炭		66			48	145	96	79	61	89	333	149	91	59			46	58
E18 プラスチック製品	59	50		90	98	177	504	79	76	35	348	164	38		59		45	90
E19 ゴム製品		55			58	192	146	141	95		99	224		50			102	82
E21 窯業・土石製品	63			38	231	43	191	53	149		119	81		43			135	49
E22 鉄鋼業		80				43	110				144	35				43		30
E23 非鉄金属製造業			50	85	73	49	255	34	67		144	233		78			30	30
E24 金属製品製造業	41			110	56	71	125	128		87	249	123			89			126
E25 はん用機械器具				73		41	86		82		95	92						53
E26 生産用機械器具	50		44	33	106	105	141	30	34	32	102	126		33			35	40
E27 業務用機械器具			72	274		142	294		42	146	134	191			32			41
E28 電子・デバイス	34	66	211	357	165	229	148	150	153	98	218	163	43		101	49	62	48
E29 電気機械器具	41	41	88	172	101	326	380	104	171	93	440	293	38	48		57	50	100
E30 情報通信機械器具	37		147	296		175	38	85			188	136	55			95	38	32
E31 輸送用機械器具			98	68	134	262	565	62	33		93	67		97			57	204
E32,20 その他の製造業	60	158	105	105	71	140	185	30	44	116	361	132	31	93			40	99
F 電気・ガス業		52		95	54	35	118	79		33	120	30	54			48	40	58
G 情報通信業		41		82		112	271			38	392	35	63				41	31
H 運輸業、郵便業	90	53		91	62	217	497	138	71	115	522	188	52	42	30		164	124
I-1 卸売業	151	31	55	88	141	150	882	55	37	194	1,525	274	30	41	31		124	291
I-2 小売業	159	103	151	246	236	418	784	212	198	376	1,132	571	206	133	37	71	274	332
J 金融業、保険業	78	98		170	143	200	440	106	89	120	587	245	90	38	50	30	127	187
K 不動産業、物品賃貸業	85	42	49	92	77	220	620	94	30	226	1,226	404	78		30		76	182
L 学術研究等	30	99	49	114	71	242	586	99	46	195	595	287	37	63		92	56	157
M75 宿泊業	178	71	100	237	135	356	260	126	95	203	216	257	43	95	46	92	114	118
MS 飲食サービス業	240	189	167	345	443	934	2,614	509	295	970	3,433	1,550	389	209	93	36	318	655
N 生活関連サービス業等	33	34	178	141	197	275	623	194	106	168	693	433	88	47	32		129	137
O 教育、学習支援業		37	42	64	30	123	243	39	44	97	308	194	34	41		49	76	76
P83 医療業		45			35	44	155	40		49	161	136			40		73	31
PS その他の医療、福祉	85	35		108	75	93	252	41	80	130	354	203	35	30		32	123	77
Q 複合サービス事業		41		106	36	114	74	61	70	34	168	85		59	34		66	31
R91 職業紹介・派遣業	52		45	32	102	226	465	90	84	56	461	172					47	123
R92 他の事業サービス	136	37	70	135	153	295	515	153	149	154	805	390	51	99	58	31	77	335
RS その他のサービス業		45	61	35	33	160	332	127		107	379	195	38	54			83	111



抽出事業所の常用雇用者数(H27抽出替え)

●事業所規模30～99人

	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
TL 調査産業計	1,832	1,124	1,447	2,171	863	7,931	1,202	1,726	2,504	1,826	1,310	2,363	1,925
C 鉱業、採石業等	113				91	81	41		63	95		37	
D 建設業	33			32		140		34	56		30	35	
E09,10 食料品・たばこ	106	38	98	109	35	345	106	91	46	89	31	179	88
E11 繊維工業	74	35	84	86	66	37	60	90	47	48	53	66	
E12 木材・木製品		43		47		38			40		72		
E13 家具・装備品				30		125				77			
E14 パルプ・紙			37	127		125							73
E15 印刷・同関連業	45			35		35		37				43	
E16,17 化学、石油・石炭	78	50				106				30			
E18 プラスチック製品		31	34			67			31	30		38	
E19 ゴム製品				34		45					59		
E21 窯業・土石製品		42		36		71	123		30		33		39
E22 鉄鋼業						34			39				
E23 非鉄金属製造業				84		40			43				
E24 金属製品製造業			33			94				54			
E25 はん用機械器具		82				42					31		
E26 生産用機械器具	46				67	30			67				
E27 業務用機械器具						35			53			39	
E28 電子・デバイス	87			51		41		87	30	43	60	82	
E29 電気機械器具		47	57	65		104	43	39		31		31	
E30 情報通信機械器具					70				39	35			
E31 輸送用機械器具	65			44		47	46	51		52			
E32,20 その他の製造業		79	83			98			34			31	
F 電気・ガス業		31		46		42	36		70		31		95
G 情報通信業	34			68		133	52		45			63	70
H 運輸業、郵便業	81	30	67	35	63	340	95	63	78	56	53	118	75
I-1 卸売業	49	75	76	112		577	40	59	92	79	59	68	93
I-2 小売業	149	74	84	158	71	621	68	157	239	221	101	241	238
J 金融業、保険業	66	34	87	67		372	99	87	153	34	35	98	34
K 不動産業、物品賃貸業	66		50	119	62	490	34	116	71	74	31	69	107
L 学術研究等	36	31	61	150		377	53	39	51	101	32	94	102
M75 宿泊業	99	46	47	32	30	247	49	100	202	87	44	153	173
MS 飲食サービス業	220	68	163	213	64	1,072	44	189	252	152	107	270	254
N 生活関連サービス業等	105	32	62	160	57	422	31	92	154	107	47	104	156
O 教育、学習支援業	42		50	38		253		53	32	42	85	70	72
P83 医療業	68		64		96	89	30		59	45	79	156	
PS その他の医療、福祉	31	67	30	35	45	193	40	85	101	68	55	47	107
Q 複合サービス事業	33	51		44		68		101		37	32	86	32
R91 職業紹介・派遣業			30			228			81	56			39
R92 他の事業サービス	106	79	98	65	46	388	112	103	139	32	120	107	78
RS その他のサービス業		59	52	49		239		53	67	51	30	38	

母集団事業所数(H27抽出替え)

●事業所規模500人以上

	全国	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	
TL 調査産業計	5,107	140	25	30	85	27	24	51	108	67	67	177	170	1,383	392	63	39	49	21	24	60	54	150	385	
C 鉱業、採石業等	0																								
D 建設業	120			1	2	1			1				2	6	52	7			1		1				12
E09,10 食料品・たばこ	155	7	1		3	1			5	1	2	15	13	15	17	7			1		3	1		3	8
E11 繊維工業	8		1																1						2
E12 木材・木製品	1																								
E13 家具・装備品	5													1	1										
E14 パルプ・紙	15	1	1		1					1				1	2	1	1					1	1		2
E15 印刷・同関連業	31	1			2				1			4		12	1							1	1		2
E16,17 化学、石油・石炭	130			1		1	1	2	3		1	3	8	18	11	4	2		1			1	12		4
E18 プラスチック製品	30				1		1	1	1		1			2	4				1			2	1		7
E19 ゴム製品	35				1			1		2	1			3	1									3	5
E21 窯業・土石製品	27						2						1	1	3			1		1		2	1		6
E22 鉄鋼業	55	3						1	2	1			3		4			2			1				9
E23 非鉄金属製造業	34		1						4	4		1	1	2	3		4		1				2		2
E24 金属製品製造業	38				1			2	3	1	1		1	4	2	1	5				1				5
E25 はん用機械器具	90	1		2			1	1	8	1	4	4		3	8	3	1	1			1	4	2	2	9
E26 生産用機械器具	92		1	1	1				5	4		3	1	3	11	2	2	3			2		3	4	14
E27 業務用機械器具	62		4	1	1	1		3	5	3	1	3		7	7	1					2			7	3
E28 電子・デバイス	177	1	2	3	8		4	4	3	1	6	8	6	8	7	7	3	5	5		2	8	4	2	7
E29 電気機械器具	134	1	1	1	2			2	8	4	5	5	3	7	6	3					1	4	2	13	17
E30 情報通信機械器具	107	1		1		2	2	5	1	2	2	6	2	17	19	1			4		1	7	1	4	3
E31 輸送用機械器具	314	1		3	3	1	1	4	6	8	14	16	1	10	32	2	1	2	1	2	3	6	34		93
E32,20 その他の製造業	17			1			1		1				2	3			1	1			1		2		2
F 電気・ガス業	38	1			1			2				1	1	13		1	1		2				1		4
G 情報通信業	376	2		2	6				2		2	2	7	226	36		1	2			1				14
H 運輸業、郵便業	263	11	1	2	6	2		1	6	1	2	12	17	84	14	3	1	2	2	1	1	1	6		16
I-1 卸売業	265	4			2				1		2	5	4	164	13	1					1			3	8
I-2 小売業	165	12	2		2	1			1	1		7	13	48	15	1					2	1	2		8
J 金融業、保険業	207	2	1		4	1	1	1	2	1	2	5	4	115	4	1		1			1	3	1		9
K 不動産業、物品賃貸業	58	1			1					1			1	39	6										
L 学術研究等	159	1							13	6	1	7	5	59	35			1			1		3		6
M75 宿泊業	40	3						1					3	14	1						2				1
MS 飲食サービス業	85	6			2					1		6	2	29	5			1					2		5
N 生活関連サービス業等	76	3		1								1	4	34	2				1			2	1		3
O 教育、学習支援業	285	5	1	1	6	2	1	2	5	2	2	10	10	76	19	3	3	4	2	2	1	1	7		21
P83 医療業	825	40	6	6	15	11	8	9	18	10	14	30	35	97	60	15	8	11	6	4	18	18	21		41
PS その他の医療、福祉	30	2											1	9	3	1	1								1
Q 複合サービス事業	13				1	1						1		1							1		1		1
R91 職業紹介・派遣業	171	3		1	3			3	2	7	2	4	2	76	11	1		2				1	4		13
R92 他の事業サービス	347	27	2	2	9	2	1	6	1	3	2	16	12	114	22	4	2	2		1	1	2	6		22
RS その他のサービス業	27				1					1			1	16											

(注) 事業所母集団データベースの平成24年次フレームに基づく。

母集団事業所数(H27抽出替え)

●事業所規模500人以上

	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
TL 調査産業計	67	62	102	391	171	21	18	9	14	50	91	39	18	30	26	8	174	17	31	49	33	22	36	37	
C 鉱業、採石業等																									
D 建設業			1	17	2		2										9			1	2				
E09,10 食料品・たばこ	2	1	2	12	10	2				3	3		1				4	1	2	3		1	3	2	
E11 繊維工業			1	1						1					1										
E12 木材・木製品											1														
E13 家具・装備品				1																					
E14 パルプ・紙												1			1										
E15 印刷・同関連業			3			1	1										1								
E16,17 化学、石油・石炭	6		1	13	4	1	3			5	1	6	5	3	1		3	1		2	2				
E18 プラスチック製品	1	2	1	1	1						2														
E19 ゴム製品	3	1		1	2	1				1		2					3	1		1		2			
E21 窯業・土石製品		2	1		1						1						3							1	
E22 鉄鋼業	1			3	9		2		2	2	2	3					4				1				
E23 非鉄金属製造業	1			2	1					2	1				1					1					
E24 金属製品製造業	1			2	1					1		1	1	1			1			2					
E25 はん用機械器具	2	5	1	8	5		1			2	2	1	1	1	1		1		2		1				
E26 生産用機械器具	1	4		4	6		1		1		9	1		1			1			2				1	
E27 業務用機械器具	2	1	3		3	1			1													2			
E28 電子・デバイス	8	6	3	5	5	1		2	2	3	4	2	2	1	3		5	2	2	5	4	2		6	
E29 電気機械器具	4	7	5	7	10	1		1	1	1	1		1	2	2		3	1		2				1	
E30 情報通信機械器具	1	1	1	6	6				1	1	2						1		1	1	3	1			
E31 輸送用機械器具	9	4	5	7	6	1			1	4	10	4		2	1		6	2	3	4	1	1			
E32,20 その他の製造業		1		1																					
F 電気・ガス業			1	3							1			1			2	1							1
G 情報通信業		1	1	39	8						3				1		12			2	1	1	1	3	
H 運輸業、郵便業	2	3	3	19	9		1			2	5		1	4			12	1		1		2	2	4	
I-1 卸売業			4	32	8		1			1	4						5					1	1		
I-2 小売業		2	5	15	3	1				1	3				2		9			1	2		2	3	
J 金融業、保険業	2	2	5	14	1		1		1	1	5	1		1	1	1	5		4	1	1		1		
K 不動産業、物品賃貸業		2	1	4	1						1														
L 学術研究等		1	2	5	10															2				1	
M75 宿泊業		1	3	6	1												2					1	1		
MS 飲食サービス業			3	8	1		1			1	2				2		4		1	1	1		1	1	
N 生活関連サービス業等	2		3	8	2						1			2			1	1	1	1			1	1	
O 教育、学習支援業	2	3	14	18	7	3	2	3		4	8	3	2	2	2		14		1	2	2	2	3	2	
P83 医療業	13	10	18	73	32	6	2	3	5	11	14	11	4	7	6	6	42	6	10	12	7	6	8	12	
PS その他の医療、福祉	1		2	4	1					1	2														1
Q 複合サービス事業			1	1															2	1			1		
R91 職業紹介・派遣業	2		1	18	3					1				1			6			2		2			
R92 他の事業サービス	1	1	5	32	11	1			1	3	2	1		1		1	15			1	3		1	8	
RS その他のサービス業		1	2	1	1	1						1			1										

(注) 事業所母集団データベースの平成24年次フレームに基づく。



母集団事業所数(H27抽出替え)

●事業所規模100～499人

	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
TL 調査産業計	745	630	1,009	4,313	2,143	378	288	189	232	761	1,219	524	231	388	493	234	1,928	345	410	605	404	353	528	427	
C 鉱業、採石業等																								1	
D 建設業	12	4	7	174	41	4	7	5	9	24	40	20	2	13	15	2	55	11	10	7	13	6	12	12	
E09,10 食料品・たばこ	37	20	55	112	142	15	12	14	9	45	61	31	10	26	38	8	101	42	24	40	19	39	53	19	
E11 繊維工業	2	19	8	14	11	4	3	5	6	16	11	2	5	2	8		8	11	7	9	2	11	4		
E12 木材・木製品	1	1	3	4	1	1		1	2		5	3	1	3	1			1		1		1			
E13 家具・装備品	2	2		8	4		1			4	3		2	4			5	1		1					
E14 パルプ・紙	3	9	8	17	22	4	1	6	6	7	3	4	6	8	16	4	2	6	1	4	1	3	3	1	
E15 印刷・同関連業	4	11	7	37	15	3				8	7	4	1	5	2		17	1	1	6	1	1		3	
E16,17 化学、石油・石炭	26	24	20	70	53	6	8		2	20	10	28	10	8	7		12	6		8	6	6		2	
E18 プラスチック製品	18	36	5	34	24	10	2	2	3	15	17	9	6	9	8	1	20	3	2	10	6	5	1		
E19 ゴム製品	9		2	10	10	5	2	2	2	7	12	3	1	3			5	2		4	4	3			
E21 窯業・土石製品	20	14	5	8	14					7	5	9		5		1	19	3	1	2	7	1	1		
E22 鉄鋼業	1	3	3	32	20		6	2	4	11	8	10	1			2	18	3		2	1	2		1	
E23 非鉄金属製造業	6	8	7	19	11	1	1		1	8	10	3		3	3	1	8	3		1	4		1	2	
E24 金属製品製造業	20	20	12	53	35	5	6	2	2	15	13	7	2	9	1		20	6	4	10	4	2	5		
E25 はん用機械器具	20	24	6	37	25	2	4		4	8	9	6	3	5	7	1	13	2	6		3				
E26 生産用機械器具	15	20	21	44	31	9	6	2	2	18	19	8	5	5	19	4	21	11	4	14	6	2	3		
E27 業務用機械器具	5	8	9	16	12	2	3			2	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4			
E28 電子・デバイス	22	20	17	20	25		3	11	7	14	8	7	1	1	3	4	17	3	6	18	17	13	13		
E29 電気機械器具	23	21	29	47	60	3	4	8	2	9	14	4	4	9	7	1	32	11	6	11	8	5	5		
E30 情報通信機械器具	6	2	3	10	19	2	1	3		4	4	1	1				2	2	1	3	7		3		
E31 輸送用機械器具	50	14	7	21	38	3	2	2	10	33	58	23		4	9	2	26	3	11	12	12	8	3		
E32,20 その他の製造業	3	4	6	12	19	4	1			4	6	1	1	1	1	2	4	3	1	3		2	2		
F 電気・ガス業	11	7	8	48	28	7	8	1	4	12	16	7	3	3	7	2	28	3	6	6	6	5	8	3	
G 情報通信業	8	5	31	221	40	3	3	6	6	18	35	4	10	9	15	10	72	6	10	12	9	9	7	21	
H 運輸業、郵便業	70	38	130	521	229	31	28	15	14	67	146	53	12	34	42	14	229	27	31	42	33	31	42	48	
I-1 卸売業	12		37	385	72	6	6	2	3	19	56	7	6	13	12	4	90	8	6	17	7	3	15	16	
I-2 小売業	89	86	122	451	219	57	38	12	17	61	107	44	17	45	34	24	175	19	29	43	34	30	52	43	
J 金融業、保険業	11	4	21	128	35	3	3	3	4	13	15	3	4	5	8	4	48	4	4	7	5	7	11	10	
K 不動産業、物品賃貸業	3	1	10	88	26	3	1		1	2	9		1	3			29	2	2	5		1	3	6	
L 学術研究等	11	13	33	144	53	3	5	1	6	15	35	4	5	9	7	2	38	3	9	10	4	2	11	7	
M75 宿泊業	12	10	23	40	41	5	11	4	4	7	17	13	4	6	7	9	19	5	10	12	11	5	11	28	
MS 飲食サービス業	10	11	18	107	43	9	5	2	2	13	18	3	4	3	11	8	38	5	5	6	5	5	6	3	
N 生活関連サービス業等	18	13	17	77	37	16	2	2	2	6	18	6	4	7	9	4	37	6	13	8	5	3	6	14	
O 教育、学習支援業	15	17	58	196	105	28	12	5	13	34	55	23	10	16	19	12	67	19	21	24	12	11	32	25	
P83 医療業	61	42	114	323	238	58	54	33	33	104	152	87	52	50	84	77	303	57	108	138	86	71	145	63	
PS その他の医療、福祉	31	30	53	203	138	33	21	13	18	36	66	33	9	18	30	12	76	19	24	40	27	19	34	31	
Q 複合サービス事業	3	8	1	4	5		2	3	7	3	8	5	3	2	9	3	8	2	1	7	1	7	4	2	
R91 職業紹介・派遣業	26	29	21	150	54	5	1	6	8	17	40	11	7	16	12	1	80	4	7	18	5	10	5	8	
R92 他の事業サービス	39	25	52	362	123	16	12	13	13	48	76	30	13	22	36	13	157	15	31	37	25	16	23	56	
RS その他のサービス業	10	7	20	66	25	12	3	3	6	7	17	7	4	3	5	1	28	6	7	6	4	4	3	3	







母集団常用雇用者数(H27抽出替え)

●事業所規模500人以上

	全国	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山
TL 調査産業計	5,410,847	121,350	18,938	27,121	70,810	20,725	18,632	45,505	108,869	77,469	60,982	154,430	166,476	1,695,101	405,762	49,051	36,465
C 鉱業、採石業等	0																
D 建設業	111,768			1,385	1,101	711			923			1,451	4,676	56,911	4,901		
E09,10 食料品・たばこ	118,087	5,285	743		2,307	732			4,299	581	1,247	8,899	10,177	16,816	11,399	4,273	
E11 繊維工業	7,790		1,058														
E12 木材・木製品	545																
E13 家具・装備品	7,915													576	716		
E14 パルプ・紙	11,508	642	741		795					996				1,855	1,174	532	578
E15 印刷・同関連業	30,000	688			1,188				786			5,067		14,564	947		
E16,17 化学、石油・石炭	120,015			547		589	559	1,551	2,586		953	1,963	6,781	28,521	6,914	2,864	1,288
E18 プラスチック製品	26,246				1,027		667	659	1,992					1,280	4,282		
E19 ゴム製品	38,929				1,425			1,632		1,920	570			3,551	1,454		
E21 窯業・土石製品	24,805						1,164						645	765	2,212		
E22 鉄鋼業	73,235	2,239						739	3,817	628			7,907		4,910		1,801
E23 非鉄金属製造業	31,141		1,419						3,907	2,886		667	1,540	2,127	2,063		3,966
E24 金属製品製造業	29,197				1,347			1,700	1,904	887	872		515	4,294	1,257	530	4,510
E25 はん用機械器具	106,623	603		1,309			623	869	11,289	1,864	3,939	2,901		2,004	11,180	2,246	1,736
E26 生産用機械器具	88,844		546	554	603				5,770	5,566		2,594	633	3,716	11,721	1,114	1,396
E27 業務用機械器具	65,937		2,981	563	1,284	1,430		2,535	7,650	2,694	641	2,075		7,124	9,885	979	
E28 電子・デバイス	199,290	516	1,189	2,952	6,566		3,739	2,372	2,794	918	5,652	7,362	6,496	9,888	7,708	6,313	3,000
E29 電気機械器具	145,022	605	573	584	1,159			1,399	9,569	4,675	3,121	2,981	2,682	11,569	6,540	2,089	
E30 情報通信機械器具	162,218	645		517		1,365	1,263	5,011	762	2,771	1,153	5,587	1,965	51,194	31,020	541	
E31 輸送用機械器具	532,577	3,185		3,866	2,965	557	565	3,153	6,376	12,766	20,039	22,753	1,004	27,439	40,654	1,106	533
E32,20 その他の製造業	16,386			552			1,229		940				1,450	2,972			3,157
F 電気・ガス業	45,364	1,369			2,040			1,790				780	562	15,341		1,213	818
G 情報通信業	416,526	1,777		1,191	5,013				1,800		1,749	1,107	5,178	281,693	34,311		568
H 運輸業、郵便業	242,324	7,781	593	2,059	4,926	1,573		670	3,851	708	1,382	10,651	13,439	98,170	10,229	2,448	581
I-1 卸売業	292,912	4,019			1,396				759		1,665	5,491	2,967	206,838	9,324	695	
I-2 小売業	145,289	7,617	1,457		1,169	512			508	576		5,207	12,109	54,907	12,328	675	
J 金融業、保険業	276,956	3,390	544		2,962	540	628	519	2,268	734	1,920	3,950	3,517	186,684	6,518	1,453	
K 不動産業、物品賃貸業	55,531	664			655					698			687	41,161	4,147		
L 学術研究等	197,084	579							12,147	13,517	1,087	9,387	4,069	74,610	53,568		
M75 宿泊業	30,589	1,990						660					1,788	12,677	565		
MS 飲食サービス業	91,712	4,079			1,735					1,498		4,669	1,398	37,512	3,553		
N 生活関連サービス業等	103,489	3,712		2,603								742	22,248	34,531	3,555		
O 教育、学習支援業	307,903	10,870	734	1,753	5,312	1,946	1,443	1,257	5,352	1,345	2,701	7,643	9,128	86,811	20,062	3,899	3,302
P83 医療業	720,317	32,249	4,947	4,818	12,427	8,312	5,751	9,621	15,059	10,356	9,160	24,865	29,987	101,987	51,527	11,681	6,382
PS その他の医療、福祉	28,007	1,117											867	8,500	3,919	1,117	719
Q 複合サービス事業	9,201				617	601						617		1,149			
R91 職業紹介・派遣業	164,417	2,009		538	2,064			2,091	1,198	6,458	1,205	2,736	2,401	78,767	12,160	592	
R92 他の事業サービス	316,099	23,720	1,413	1,330	8,166	1,857	1,001	7,277	563	1,909	1,403	12,285	8,820	114,935	19,059	2,691	2,130
RS その他のサービス業	19,049				561					518			840	11,662			

(注) 事業所母集団データベースの平成24年次フレームに基づく。



母集団常用雇用者数(H27抽出替え)

●事業所規模500人以上

	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島
TL 調査産業計	38,264	21,171	20,703	49,907	47,142	158,459	478,150	80,635	62,758	99,554	399,002	170,917	21,223	14,910	6,280	13,610	54,493	103,319
C 鉱業、採石業等																		
D 建設業	643		699				9,355			1,391	15,901	1,590		1,155				
E09,10 食料品・たばこ	505		1,935	507		1,913	7,364	1,062	501	1,823	9,325	6,962	1,297				2,321	2,649
E11 繊維工業	688						1,843			1,187	749						1,104	
E12 木材・木製品																		545
E13 家具・装備品	1,595										5,028							
E14 パルプ・紙					584	685	1,148											
E15 印刷・同関連業					632	513	1,634			1,935			868	518				
E16,17 化学、石油・石炭		526			515	9,402	2,629	6,247		673	10,440	3,570	507	2,790			4,318	1,760
E18 プラスチック製品	504				1,016	719	5,214	1,117	3,145	718	807	555						2,021
E19 ゴム製品						2,630	7,321	3,426	1,661		820	3,329	608				699	
E21 窯業・土石製品	581		529		1,782	627	6,136		1,595	648		567						629
E22 鉄鋼業				534			12,270	527			2,042	10,932		1,993		2,182	5,045	5,678
E23 非鉄金属製造業		667				1,817	2,867	867			1,870	773						1,921
E24 金属製品製造業				573			2,987	764			1,244	975					689	
E25 はん用機械器具	535		506	3,050	1,531	2,792	10,157	2,065	3,888	701	10,492	12,901		930			2,001	2,574
E26 生産用機械器具	2,924		1,818		1,674	3,713	15,109	1,110	3,141		5,084	6,582		1,182		525		6,572
E27 業務用機械器具			1,796			5,297	4,049	2,080	533	4,702		2,884	2,225			597		
E28 電子・デバイス	5,534	6,199	1,626	8,018	2,367	1,658	12,000	13,809	9,199	5,992	5,917	5,273	1,604		1,136	3,482	2,877	5,286
E29 電気機械器具			2,614	2,677	1,717	18,969	22,428	4,882	8,127	4,721	7,436	11,452	1,167		615		616	1,101
E30 情報通信機械器具	2,451		673	8,443	843	5,757	3,717	1,192	1,357	1,084	12,222	8,858				651	500	3,222
E31 輸送用機械器具	1,252	2,571	1,934	1,776	9,599	49,085	193,213	22,596	6,105	4,955	12,371	10,994	1,737				8,339	23,336
E32,20 その他の製造業	504			572		2,154	1,574		631		651							
F 電気・ガス業		1,047				787	6,195			510	5,596							2,242
G 情報通信業	1,426			726			11,251		668	500	38,152	6,485						2,332
H 運輸業、郵便業	1,118	2,189	643	681	720	3,906	13,787	1,138	2,120	2,363	22,453	5,673		552			1,496	4,026
I-1 卸売業				607		2,906	6,977			4,250	29,123	6,069		546			519	3,483
I-2 小売業				1,179	583	1,157	6,410		2,178	4,539	12,918	2,268	510				546	2,965
J 金融業、保険業	555			867	2,476	837	5,955	1,147	1,584	3,910	18,316	958		767		868	733	4,247
K 不動産業、物品賃貸業									1,337	1,367	3,657	631						527
L 学術研究等	786			727		5,455	6,274		697	1,404	3,815	7,121						
M75 宿泊業				1,519			644		800	1,744	4,429	695						
MS 飲食サービス業	664					1,132	5,050			1,844	9,522	794		511			681	1,519
N 生活関連サービス業等		800			3,377	609	3,654	1,248		2,818	12,533	2,321						629
O 教育、学習支援業	3,181	2,214	2,071	893	1,477	6,023	20,917	1,823	4,067	18,706	16,056	7,396	4,055	1,795	2,001		3,988	6,527
P83 医療業	9,797	4,958	3,347	15,167	14,222	19,528	39,049	10,180	7,950	17,005	61,059	24,898	4,919	2,171	2,528	4,583	12,684	12,808
PS その他の医療、福祉							625	886		1,272	3,181	662					2,110	2,524
Q 複合サービス事業				812		590	504			795	683							
R91 職業紹介・派遣業	1,673				881	3,305	9,272	1,752		515	22,985	2,670					596	
R92 他の事業サービス	1,348		512	579	1,146	4,493	18,571	717	960	4,278	31,493	13,231	698			722	2,631	2,196
RS その他のサービス業									514	1,204	632	848	1,028					

(注) 事業所母集団データベースの平成24年次フレームに基づく。

母集団常用雇用者数(H27抽出替え)

●事業所規模500人以上

	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
TL 調査産業計	36,299	20,694	21,598	21,509	5,728	175,000	13,336	43,353	43,803	30,381	17,203	35,922	27,838
C 鉱業、採石業等													
D 建設業						6,836			602	1,537			
E09,10 食料品・たばこ		569				4,191	628	1,441	2,077		547	2,529	1,183
E11 繊維工業				1,161									
E12 木材・木製品													
E13 家具・装備品													
E14 パルプ・紙	517			1,261									
E15 印刷・同関連業						660							
E16,17 化学、石油・石炭	6,518	5,914	1,841	1,371		2,509	526		1,765	1,078			
E18 プラスチック製品													
E19 ゴム製品	1,766					2,804	844		571		1,898		
E21 窯業・土石製品						3,325						3,600	
E22 鉄鋼業	2,981					5,010				2,000			
E23 非鉄金属製造業	513			564					707				
E24 金属製品製造業	503	566	739			843			1,498				
E25 はん用機械器具	752	1,272	790	569		1,962		6,081		511			
E26 生産用機械器具	658		650			868			2,368			653	
E27 業務用機械器具										1,933			
E28 電子・デバイス	1,831	3,626	1,230	2,904		3,295	2,766	2,858	6,079	5,136	1,264	8,859	
E29 電気機械器具		1,021	1,687	1,183		1,847	938		1,603			675	
E30 情報通信機械器具						774		1,009	590	3,996	1,085		
E31 輸送用機械器具	6,224		1,757	830		12,891	1,610	3,800	5,550	2,442	649		
E32,20 その他の製造業													
F 電気・ガス業			1,072			2,566	539						897
G 情報通信業				547		13,539			1,452	600	936	846	2,679
H 運輸業、郵便業		584	2,541			10,587	580		702		1,605	1,172	2,627
I-1 卸売業						4,191					557	530	
I-2 小売業				1,252		5,824			780	1,564		1,670	1,881
J 金融業、保険業	1,042		638	802	536	9,010		4,098	698	782		503	
K 不動産業、物品賃貸業													
L 学術研究等								1,262				579	
M75 宿泊業						1,374				936		768	
MS 飲食サービス業				1,268		5,626		6,911	500	593		653	
N 生活関連サービス業等			1,155			928	785	1,085	896			2,711	549
O 教育、学習支援業	3,543	3,216	1,186	2,556		16,411		3,945	2,641	1,429	1,827	2,835	1,566
P83 医療業	8,024	3,926	5,194	4,736	4,642	38,796	4,120	9,186	10,219	5,007	4,509	6,318	9,658
PS その他の医療、福祉													508
Q 複合サービス事業								1,677	644			512	
R91 職業紹介・派遣業			515			5,521			1,123		1,390		
R92 他の事業サービス	690		603		550	12,812			738	1,773		509	6,290
RS その他のサービス業	737			505									

(注) 事業所母集団データベースの平成24年次フレームに基づく。





母集団常用雇用者数(H27抽出替え)

●事業所規模100～499人

		山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
TL	調査産業計	94,595	42,444	67,699	91,257	40,149	356,876	60,995	76,397	111,287	71,320	65,460	93,283	78,802
C	鉱業、採石業等												143	
D	建設業	2,956	222	2,029	1,957	333	10,974	1,909	1,622	791	2,134	1,017	1,895	2,042
E09,10	食料品・たばこ	5,182	1,744	4,420	6,904	1,246	19,266	8,867	4,597	7,332	3,047	7,603	10,230	3,645
E11	繊維工業	724	681	234	1,481		974	1,639	1,351	1,211	334	2,060	577	
E12	木材・木製品	416	176	502	103			147		153		112		
E13	家具・装備品		421	569			639	138		107				
E14	パルプ・紙	568	1,496	1,259	3,304	648	308	740	106	739	156	594	548	144
E15	印刷・同関連業	580	222	754	228		3,949	121	161	984	106	103		407
E16,17	化学、石油・石炭	6,692	2,052	1,169	1,586		2,662	690		1,438	1,226	982		297
E18	プラスチック製品	1,297	1,052	1,381	1,826	105	3,724	574	318	2,078	887	946	122	
E19	ゴム製品	439	358	509			1,176	764		983	765	605		
E21	窯業・土石製品	1,227		1,276		134	3,230	544	329	323	1,126	189	145	
E22	鉄鋼業	2,241	233			322	3,117	860		312	156	277		145
E23	非鉄金属製造業	608		635	666	173	1,455	963		152	823		399	327
E24	金属製品製造業	1,414	277	1,378	226		3,908	1,093	878	1,283	572	339	643	
E25	はん用機械器具	1,037	461	767	1,261	167	2,326	240	1,244		624			
E26	生産用機械器具	1,520	957	780	4,051	769	3,456	1,631	663	2,410	795	509	414	
E27	業務用機械器具	123	145	102	474	120	145	226	144	228	860	829		
E28	電子・デバイス	1,798	187	356	488	1,114	3,481	611	1,084	4,331	3,633	3,201	2,203	
E29	電気機械器具	986	1,059	1,528	1,601	144	6,816	1,878	1,114	2,047	1,472	924	757	
E30	情報通信機械器具	111	109				298	619	145	426	1,254		415	
E31	輸送用機械器具	4,440		809	1,439	337	5,521	610	1,718	3,014	2,359	1,607	377	
E32,20	その他の製造業	145	171	132	101	351	734	726	190	474		380	444	
F	電気・ガス業	901	524	598	1,256	438	4,417	387	909	1,060	859	735	1,456	364
G	情報通信業	566	1,764	1,886	3,232	1,424	14,064	1,108	1,738	2,442	1,597	1,649	1,608	3,592
H	運輸業、郵便業	9,176	1,552	5,138	7,700	2,368	38,455	3,802	5,112	6,757	5,713	4,500	7,003	6,878
I-1	卸売業	1,030	787	2,205	2,272	652	15,975	1,163	854	2,756	1,190	505	2,534	2,657
I-2	小売業	6,467	2,606	7,894	5,485	3,568	32,281	3,200	5,975	7,575	5,751	4,939	8,318	8,808
J	金融業、保険業	464	1,401	727	1,516	963	8,305	898	997	1,271	889	912	2,223	2,386
K	不動産業、物品賃貸業		108	645			4,669	360	370	703		254	522	953
L	学術研究等	600	733	1,545	1,009	204	6,275	352	2,248	1,703	690	220	2,175	933
M75	宿泊業	1,764	886	859	1,023	1,376	3,406	759	1,384	2,200	1,990	1,210	1,915	5,950
MS	飲食サービス業	467	860	561	1,660	1,186	5,750	853	1,030	1,922	838	1,426	1,445	392
N	生活関連サービス業等	1,052	660	1,265	1,593	517	6,613	1,038	2,088	1,472	702	446	1,013	2,483
O	教育、学習支援業	3,330	1,793	2,530	3,651	2,334	10,264	3,400	4,102	4,737	2,265	1,565	4,704	3,751
P83	医療業	19,293	10,675	11,105	17,273	14,380	64,522	10,871	22,187	28,421	17,170	14,322	28,222	14,719
PS	その他の医療、福祉	5,041	1,455	2,650	4,572	1,526	10,292	2,892	3,571	6,150	3,382	3,017	4,652	4,385
Q	複合サービス事業	1,136	476	366	1,609	387	1,502	504	145	921	155	1,303	688	575
R91	職業紹介・派遣業	2,157	1,208	2,853	2,461	126	14,860	652	1,644	2,805	796	2,289	923	1,473
R92	他の事業サービス	5,420	2,409	3,863	6,639	2,545	32,301	2,380	5,380	6,880	4,508	3,304	4,120	11,169
RS	その他のサービス業	1,227	524	420	610	192	4,766	786	999	696	496	587	450	327







母集団常用雇用者数(H27抽出替え)

●事業所規模30～99人

	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
TL 調査産業計	127,826	63,932	98,699	124,639	63,053	462,273	75,478	115,075	149,080	103,731	96,308	138,229	118,001
C 鉱業、採石業等	208				217	178	41	68	130	166		37	31
D 建設業	6,595	2,862	4,265	4,668	3,594	22,482	3,634	6,495	6,171	5,586	4,433	6,833	6,703
E09,10 食料品・たばこ	4,529	3,003	5,105	4,330	2,091	14,319	4,452	4,315	4,775	3,008	3,499	10,134	3,609
E11 繊維工業	1,653	773	1,665	2,239	855	1,640	920	1,951	1,466	892	1,745	1,189	229
E12 木材・木製品	162	368	179	537	94	916	208	81	513	300	1,315	187	
E13 家具・装備品	87	521	168	150	78	1,568	276		102	434	125	32	
E14 パルプ・紙	609	574	1,387	3,329	1,160	2,339	466	99	379	282	182	267	220
E15 印刷・同関連業	675	394	1,461	730	203	3,251	555	320	1,096	494	586	896	519
E16,17 化学、石油・石炭	2,002	753	985	643	119	2,030	438	64	648	448	638	220	461
E18 プラスチック製品	1,465	459	1,853	1,250	360	3,460	465	70	1,582	1,198	761	611	322
E19 ゴム製品	300	155		312		551	72		40	149	225		
E21 窯業・土石製品	1,028	354	464	595	305	3,050	1,217	718	826	520	477	780	683
E22 鉄鋼業	626	122	376	560	290	1,718	156	463	290	264	77		53
E23 非鉄金属製造業	159		182	378	102	786	99	80	235		123	67	
E24 金属製品製造業	1,921	528	1,667	704	192	5,291	798	1,026	1,678	1,080	613	692	526
E25 はん用機械器具	846	771	943	1,176	269	2,413	429	733	180	281	249	92	
E26 生産用機械器具	1,611	488	807	2,068	1,011	3,937	1,165	280	1,654	975	568	1,088	34
E27 業務用機械器具	36	42	58	64	99	717	102	135	220	445	110	169	
E28 電子・デバイス	533	126	244	315	192	690	128	244	1,001	452	803	1,456	34
E29 電気機械器具	589	610	1,517	781	359	3,008	1,006	508	1,119	699	684	730	184
E30 情報通信機械器具	32	79		67	70	350	157		260	180	148	34	
E31 輸送用機械器具	1,627	229	1,317	1,910	300	3,212	734	2,660	1,335	2,206	420	114	44
E32,20 その他の製造業	220	273	458	440	114	685	371	44	117	299	102	162	77
F 電気・ガス業	1,540	681	476	936	437	2,180	627	1,121	887	1,103	858	1,076	1,200
G 情報通信業	1,464	453	1,628	2,037	1,033	12,006	676	1,486	2,200	1,596	1,719	1,631	3,035
H 運輸業、郵便業	14,015	5,157	8,332	11,957	5,048	47,761	7,468	11,032	12,435	8,989	7,000	11,603	11,454
I-1 卸売業	4,969	3,032	5,592	5,348	2,794	35,795	2,974	5,074	6,161	3,120	3,618	6,329	5,810
I-2 小売業	16,745	7,575	11,237	16,479	9,456	56,177	7,804	15,178	22,863	14,563	13,407	17,378	17,050
J 金融業、保険業	3,716	2,119	3,598	4,392	1,720	16,911	3,028	4,065	4,815	3,005	2,556	3,528	2,914
K 不動産業、物品賃貸業	571	260	656	827	436	6,660	779	988	1,107	626	616	1,038	1,865
L 学術研究等	2,251	1,724	1,856	2,284	1,390	11,707	1,558	2,327	2,507	3,244	1,844	3,132	3,483
M75 宿泊業	2,552	829	1,292	1,820	765	4,448	1,289	3,154	3,577	2,580	1,801	3,505	3,449
MS 飲食サービス業	5,175	2,335	4,172	5,976	1,998	25,986	1,944	3,433	6,284	4,079	3,077	6,746	7,263
N 生活関連サービス業等	5,725	2,597	3,761	4,642	2,133	19,083	3,009	4,232	7,922	3,133	4,064	4,812	4,575
O 教育、学習支援業	11,309	5,637	8,294	10,625	6,768	40,007	6,921	10,013	13,936	9,216	10,156	11,805	14,825
P83 医療業	4,872	4,298	4,099	5,407	4,475	15,846	4,401	5,891	8,459	6,481	6,644	10,793	3,865
PS その他の医療、福祉	16,280	9,280	12,277	16,867	9,150	51,052	8,948	18,145	20,978	14,257	13,213	19,751	14,683
Q 複合サービス事業	1,033	514	470	757	596	1,922	627	1,106	1,166	832	1,093	1,957	1,314
R91 職業紹介・派遣業	919	474	793	690	176	5,920	469	542	1,335	1,341	732	695	1,019
R92 他の事業サービス	5,322	2,516	3,038	4,336	1,993	21,203	3,963	4,814	4,573	3,642	3,906	4,674	4,543
RS その他のサービス業	1,855	967	2,027	2,013	611	9,018	1,104	2,120	2,058	1,566	2,121	1,986	1,925



## 30人以上規模事業所の抽出方法の詳細

### 1. 毎勤母集団ファイルの作成

- 経済センサス基礎調査の事業所リストから、毎月勤労統計調査に用いる産業（大・中分類）、規模（30人以上）の事業所分を取り出し、それに以下の必要となるデータを転記し、事業所改廃等の情報をアップデートした毎勤母集団ファイルを作成する。
- 必要となるデータは、①都道府県番号、②市区町村コード、③調査区番号、④調査区内事業所番号、⑤産業分類番号（事業所ベース、小分類）、⑥常用雇用者数（事業所ベース、男女計）、⑦本所・支所の別、⑧民営・官公営の別、⑨企業全体の常用雇用者数（国内）、⑩共通事業所コード、⑪開設時期、⑫企業産業分類

### 2. 層の設定と抽出

- 産業（大・中分類）、規模（500人以上、100～499人、30～99人）別に層を設け、それぞれの毎勤母集団ファイルの事業所数等より目標精度に適合するように抽出率逆数を計算する。
- 層内の抽出は、抽出単位となる区分毎に以下3. の項目順にソートを行い、その後、抽出率逆数（R）以下の初期値（z）を無作為に定め、z番目、z+R番目、z+2R番目、・・・の事業所を抽出している。
- ただし、調査負担の軽減の観点から重複是正を実施している。

### 3. ソート順

- ソート順については、抽出単位となる産業区分、抽出単位となる事業所規模区分、都道府県番号、産業区分（小分類）、事業所規模細区分、市区町村コード、調査区番号、調査区内事業所番号、民公区分の順に実施する。



## 調査結果の精度

この調査は、標本調査であるため、推計値の持つ誤差の一つとして標本抽出に起因する標本誤差がある。標本誤差の大きさは、推計値の分散の平方根を推計値で除したもの（標準誤差率）で与えられ、調査項目によって異なる。達成精度として、産業、規模別のきまって支給する給与の標準誤差を以下のように算出している。

## ●第一種事業所（規模 30 人以上）

$$C_i^2 = \frac{N_i - n_i}{N_i} \cdot \frac{\phi_i^2}{n_i}$$

$C_i$  ; 産業、規模別標準誤差率

$N_i$  ; 産業、規模別母集団事業所数

$n_i$  ; 産業、規模別回答事業所数

$\phi_i$  ; 産業、規模別一人平均きまって支給する給与の変動係数

$$= \sqrt{C_x^2 + C_y^2 - 2\rho C_x C_y}$$

$C_x$  ; 産業、規模別きまって支給する給与総額の事業所間変動係数

$C_y$  ; 産業、規模別和半労働者数<sup>\*</sup>の事業所間変動係数

$\rho$  ; 産業、規模別きまって支給する給与総額と和半労働者数との相関係数

※前月末労働者数と本月末労働者数の平均を指す（以下同様）。

## ●第二種事業所（規模 5 ～ 29 人）

$$C_i^2 = \sum_j \left\{ \frac{M_{ij}(M_{ij} - m_{ij})}{m_{ij}} \cdot \left( \frac{VXa_{ij}}{TX_i^2} + \frac{VYa_{ij}}{TY_i^2} - 2 \frac{COVa_{ij}}{TX_i \times TY_i} \right) + \frac{M_{ij}}{m_{ij}} \sum_k \frac{N_{ijk}(N_{ijk} - n_{ijk})}{n_{ijk}} \cdot \left( \frac{VXe_{ijk}}{TX_i^2} + \frac{VYe_{ijk}}{TY_i^2} - 2 \frac{COVe_{ijk}}{TX_i \times TY_i} \right) \right\}$$

$C_i$  ; 産業別標準誤差率

$M_{ij}$  ; 第 j 層における産業別の母集団調査区数

$m_{ij}$  ; 第 j 層における産業別の標本調査区数

$TX_i$  ; 産業別の「調査区のきまって支給する給与総額」の合計

$TY_i$  ; 産業別の「調査区の常用労働者数」の合計

$VXa_{ij}$  ; 第 j 層における産業別のきまって支給する給与総額の調査区間分散

$VYa_{ij}$  ; 第 j 層における産業別の和半労働者数の調査区間分散

$COVa_{ij}$  ; 第 j 層における産業別のきまって支給する給与総額と和半労働者数の調査区間共分散

$N_{ijk}$  ; 第 j 層第 k 調査区における産業別の総事業所数

$n_{ijk}$  ; 第 j 層第 k 調査区における産業別の回答事業所数

$VXe_{ijk}$  ; 第 j 層第 k 調査区における産業別のきまって支給する給与総額の事業所間分散

$VYe_{ijk}$  ; 第 j 層第 k 調査区における産業別の和半労働者数の事業所間分散

$COVe_{ijk}$  ; 第 j 層第 k 調査区における産業別のきまって支給する給与総額と和半労働者数の事業所間共分散



## 東京都の抽出率逆数表（過去3回分）について①

## ＜500人以上規模＞

産業	平成24年		平成27年		平成30年		
	東京都 以外	東京都	東京都 以外	東京都	東京都 以外	東京都	
C	鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	1	1	1	1
D	建設業	1	3	1	3	1	3
E09,10	食品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	1	1	1	1	1	1
E11	繊維工業	1	1	1	1	1	1
E12	木材・木製品製造業(家具を除く)	1	1	1	1	1	1
E13	家具・装備品製造業	1	1	1	1	1	1
E14	パルプ・紙・紙加工品製造業	1	1	1	1	1	1
E15	印刷・同関連業	1	6	1	3	1	3
E16,17	化学工業、石油製品・石炭製品製造業	1	2	1	2	1	2
E18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	1	2	1	1	1	1
E19	ゴム製品製造業	1	2	1	2	1	2
E21	窯業・土石製品製造業	1	1	1	1	1	1
E22	鉄鋼業	1	2	1	1	1	1
E23	非鉄金属製造業	1	1	1	1	1	1
E24	金属製品製造業	1	2	1	1	1	1
E25	はん用機械器具製造業	1	1	1	1	1	1
E26	生産用機械器具製造業	1	2	1	1	1	1
E27	業務用機械器具製造業	1	2	1	1	1	1
E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	1	2	1	1	1	1
E29	電気機械器具製造業	1	2	1	1	1	1
E30	情報通信機械器具製造業	1	2	1	2	1	2

産業	平成24年		平成27年		平成30年		
	東京都 以外	東京都	東京都 以外	東京都	東京都 以外	東京都	
E31	輸送用機械器具製造業	1	2	1	2	1	2
E32,20	その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	1	1	1	1	1	1
F	電気・ガス・熱供給・水道業	1	3	1	4	1	2
G	情報通信業	1	6	1	5	1	5
H	運輸業、郵便業	1	1	1	1	1	1
I-1	卸売業	1	2	1	2	1	2
I-2	小売業	1	2	1	2	1	3
J	金融業、保険業	1	2	1	3	1	3
K	不動産業、物品賃貸業	1	1	1	1	1	2
L	学術研究、専門・技術サービス業	1	2	1	2	1	3
M75	宿泊業	1	2	1	2	1	2
MS	その他の宿泊業、飲食サービス業	1	3	1	1	1	2
N	生活関連サービス業、娯楽業	1	4	1	2	1	2
O	教育、学習支援業	1	2	1	2	1	2
P83	医療業	1	10	1	12	1	12
PS	その他の医療、福祉	1	1	1	1	1	2
Q	複合サービス事業	1	1	1	1	1	2
R91	職業紹介・労働者派遣業	1	2	1	3	1	3
R92	その他の事業サービス業	1	2	1	2	1	3
RS	その他のサービス業(他に分類されないもの)	1	2	1	1	1	1

# 東京都の抽出率逆数表（過去3回分）について②

## <100～499人規模>

産業		平成24年		平成27年		平成30年	
		東京都 以外	東京都	東京都 以外	東京都	東京都 以外	東京都
C	鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	1	1	1	1
D	建設業	36	36	24	24	24	24
E09,10	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	12	12	18	18	18	18
E11	繊維工業	4	4	8	8	8	4
E12	木材・木製品製造業(家具を除く)	4	2	4	2	4	2
E13	家具・装備品製造業	4	4	4	2	4	2
E14	パルプ・紙・紙加工品製造業	16	16	8	8	8	8
E15	印刷・同関連業	16	16	36	36	36	12
E16,17	化学工業、石油製品・石炭製品製造業	24	24	16	16	16	16
E18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	8	8	24	12	24	4
E19	ゴム製品製造業	8	4	8	4	8	4
E21	窯業・土石製品製造業	12	12	8	8	8	2
E22	鉄鋼業	12	12	24	8	24	2
E23	非鉄金属製造業	12	12	12	6	12	6
E24	金属製品製造業	24	24	24	12	24	4
E25	はん用機械器具製造業	16	16	16	8	16	4
E26	生産用機械器具製造業	48	24	18	18	18	18
E27	業務用機械器具製造業	8	8	4	4	4	4
E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	18	18	24	24	24	8
E29	電気機械器具製造業	16	16	18	18	18	9
E30	情報通信機械器具製造業	8	8	8	8	8	8

産業		平成24年		平成27年		平成30年	
		東京都 以外	東京都	東京都 以外	東京都	東京都 以外	東京都
E31	輸送用機械器具製造業	18	18	36	18	36	4
E32,20	その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	8	8	8	8	8	8
F	電気・ガス・熱供給・水道業	72	72	36	36	36	12
G	情報通信業	12	12	24	24	24	24
H	運輸業、郵便業	24	24	24	24	24	24
I-1	卸売業	24	24	16	16	16	16
I-2	小売業	18	18	12	12	12	12
J	金融業、保険業	12	12	16	16	16	16
K	不動産業、物品賃貸業	4	4	4	4	4	4
L	学術研究、専門・技術サービス業	18	18	16	16	16	16
M75	宿泊業	18	18	24	24	24	24
MS	その他の宿泊業、飲食サービス業	2	2	4	4	4	4
N	生活関連サービス業、娯楽業	4	4	4	4	4	4
O	教育、学習支援業	16	16	18	18	18	18
P83	医療業	192	192	144	144	144	72
PS	その他の医療、福祉	8	8	18	18	18	18
Q	複合サービス事業	8	4	4	4	8	8
R91	職業紹介・労働者派遣業	24	24	16	16	16	16
R92	その他の事業サービス業	16	16	18	18	18	18
RS	その他のサービス業(他に分類されないもの)	12	12	16	16	16	16

# 東京都の抽出率逆数表（過去3回分）について③

## <30～99人規模>

産業		平成24年		平成27年		平成30年	
		東京都 以外	東京都	東京都 以外	東京都	東京都 以外	東京都
C	鉱業、採石業、砂利採取業	2	2	2	2	2	2
D	建設業	192	192	192	192	192	192
E09,10	食品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	96	96	48	48	48	48
E11	繊維工業	24	24	24	24	24	24
E12	木材・木製品製造業(家具を除く)	18	9	16	4	16	2
E13	家具・装備品製造業	12	12	16	16	16	8
E14	パルプ・紙・紙加工品製造業	24	24	36	36	36	18
E15	印刷・同関連業	36	36	48	48	48	48
E16,17	化学工業、石油製品・石炭製品製造業	48	48	32	32	32	32
E18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	36	36	36	36	36	18
E19	ゴム製品製造業	16	8	12	12	12	6
E21	窯業・土石製品製造業	36	36	24	24	24	24
E22	鉄鋼業	36	18	48	24	48	24
E23	非鉄金属製造業	18	18	12	12	12	12
E24	金属製品製造業	96	96	72	72	72	36
E25	はん用機械器具製造業	144	72	64	64	64	32
E26	生産用機械器具製造業	96	96	72	72	72	36
E27	業務用機械器具製造業	16	16	16	16	16	16
E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	12	12	12	12	12	12
E29	電気機械器具製造業	24	24	24	24	24	24
E30	情報通信機械器具製造業	8	8	8	8	8	8

産業		平成24年		平成27年		平成30年	
		東京都 以外	東京都	東京都 以外	東京都	東京都 以外	東京都
E31	輸送用機械器具製造業	48	48	48	48	48	24
E32,20	その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	16	16	12	12	12	12
F	電気・ガス・熱供給・水道業	24	24	32	32	32	32
G	情報通信業	72	72	72	72	72	72
H	運輸業、郵便業	144	144	144	144	144	144
I-1	卸売業	96	96	72	72	72	72
I-2	小売業	72	72	96	96	96	96
J	金融業、保険業	48	48	48	48	48	48
K	不動産業、物品賃貸業	12	12	12	12	12	12
L	学術研究、専門・技術サービス業	48	48	36	36	36	36
M75	宿泊業	36	36	24	24	24	24
MS	その他の宿泊業、飲食サービス業	48	48	24	24	24	24
N	生活関連サービス業、娯楽業	48	48	48	48	48	48
O	教育、学習支援業	256	256	256	256	256	256
P83	医療業	144	144	144	144	144	144
PS	その他の医療、福祉	256	256	256	256	256	256
Q	複合サービス事業	72	72	24	24	24	6
R91	職業紹介・労働者派遣業	24	24	32	32	32	32
R92	その他の事業サービス業	48	48	48	48	48	48
RS	その他のサービス業(他に分類されないもの)	36	36	48	48	48	48





## （1）きまって支給する給与の入替え前後の集計結果の差

- 常用労働者5人以上では、抽出率逆数による復元を行ったことで、前年比の新旧の差が、0.8%から0.5%に縮小。

（平成30年1月、常用労働者5人以上）

（単位 円、%）

	30人以上の調査対象事業所の入替え方式	新（入替え後）	旧（入替え前）	新旧差 （入替え後－入替え前）	新旧比 （入替え後／入替え前－1）
再集計値	部分入替え	261,131	259,827	1,304	0.5
従来の公表値	部分入替え	260,186	258,100	2,086	0.8

# 再集計値と従来の公表値の比較（2）

## （2） 標本入替えの寄与とウエイト更新の寄与

- 再集計値と従来の公表値において、きまって支給する給与の新旧差を、「ベンチマーク更新による寄与」（ウエイト要因）と「サンプル入替え等による寄与」（サンプル要因）に分解すると、ベンチマーク更新による寄与が新旧差の7割程度を占める。

（平成30年1月、常用労働者5人以上）

（単位 円）

	30人以上の調査対象事業所の入替え方式	新(入替え後)	旧(入替え前)	新旧差 (入替え後－入替え前)	新旧差の寄与	
					ベンチマーク更新による寄与 (試算)	サンプル入替え等による寄与 (試算)
再集計値	部分入替え	261,131	259,827	1,304	967	337
従来の公表値	部分入替え	260,186	258,100	2,086	1,791	295

# 再集計値のギャップの要因分解

- 再集計値と従来の公表値の違いの要因は、復元を正しく行っていなかったものによる影響と考えられる。また、再集計値のギャップの要因は、主にベンチマーク更新によるものと考えられる。

平成30年1月分きまって支給する給与（常用労働者5人以上） 【再集計値】

(旧サンプル)  
259,827円

(新サンプル)  
261,131円

差 1,304円 (0.5%)

- ・ 労働者数推計のベンチマークの更新（注）による寄与 967円 (0.4%)
- ・ 部分入替え等による寄与 337円 (0.1%)

（注）最新の経済構造を反映するため、経済センサスなどの全数調査により真の常用労働者数が得られた際にベンチマークを更新しており、今回は平成26年経済センサス-基礎調査に基づくものに更新。



## 毎月勤労統計調査における 500 人以上規模の全数調査の実施について

### 1. 背景

「500 人以上規模の事業所」については、調査計画等において全数調査することとしていたところ、平成 16 年以降、実態として東京都の事業所では抽出調査を行っていた。

これを調査計画どおりに全数調査とするべく、必要な追加事業所分に係る調査を厚生労働省が直轄で実施する。

### 2. 直轄調査の概要

#### (1) 調査対象の範囲

東京都における 500 人以上規模の事業所であって、現在、調査対象となっていない全ての事業所（約 1,000 事業所）

#### (2) 調査の方法

厚生労働省から指定事業所に対して、直接、郵送調査又はオンライン調査により実施

#### (3) スケジュール

- ・ 1 月 30 日（水） 統計委員会における調査計画変更の諮問
- ・ 2 月 調査対象事業所（予定）の選定、予備調査に向けた準備
- ・ 3 月 予備調査の実施
- ・ 4 月 予備調査の結果を踏まえて、調査対象事業所を指定
- ・ 6 月 調査の開始（6 月分調査から）



# 平成16年へ遡った集計を行う為に 不足しているデータについて

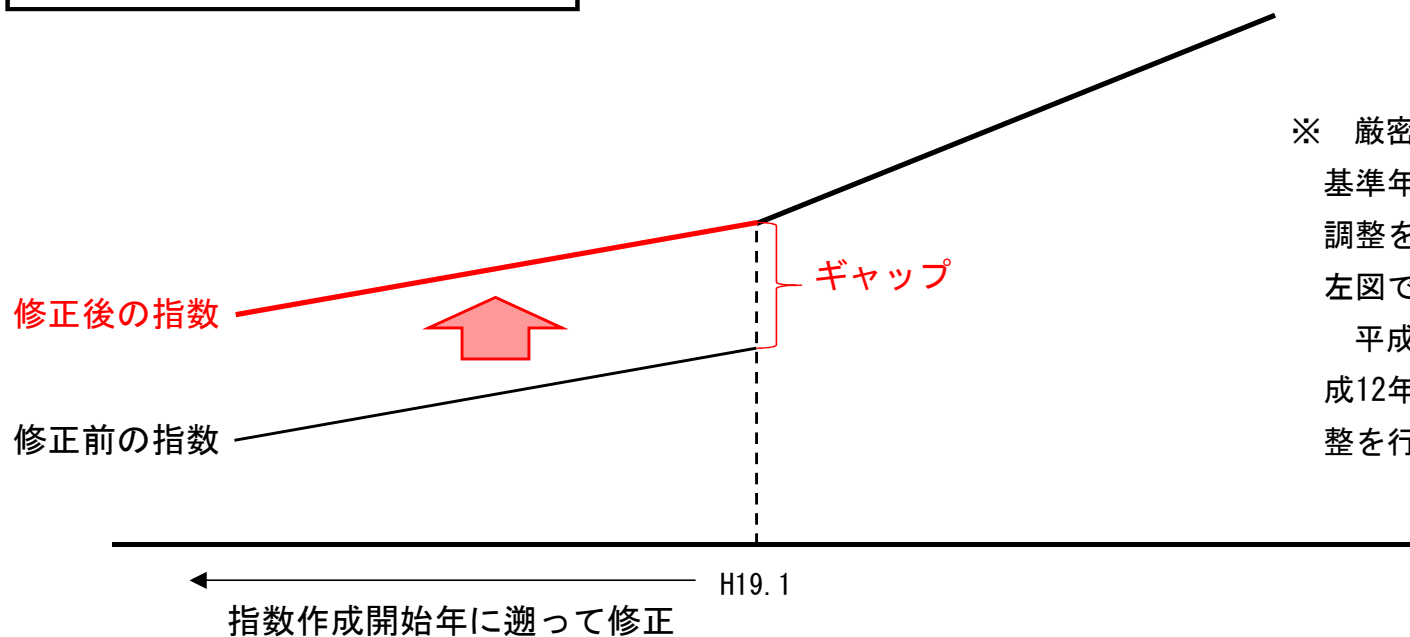
2019年1月30日

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）

# 平成19年1月分調査の旧対象事業所分の個票データ

- 平成19年1月分調査時において、平成16年事業所・企業統計調査の結果に基づき、30人以上規模における調査対象事業所の入れ替えを実施している。
- 通常、抽出替えの月は、新たな調査対象事業所と従来の調査対象事業所の双方について調査を行い、両者を別々に集計した上で、新・旧間のずれ（ギャップ率）を計算する。
- 調査対象事業所の入れ替えによる結果のずれは時系列比較を行う際に阻害要因となることから、入れ替え前後の結果が滑らかに接続するよう、入れ替え時点における新・旧結果の比率（ギャップ率）を用いて過去期間に係る指数の改訂（ギャップ修正）を行うこととしている。

## ギャップ修正のイメージ



※ 厳密には、ギャップを修正した後に指数の基準年の数値が100となるように指数の水準調整を行う（指数の基準数値を改定する）が、左図では考慮していない。

平成19年のギャップ修正では、基準年を平成12年から平成17年に更新した上で、水準調整を行っている。



# 平成21年の抽出替え時点における産業分類変更のための資料

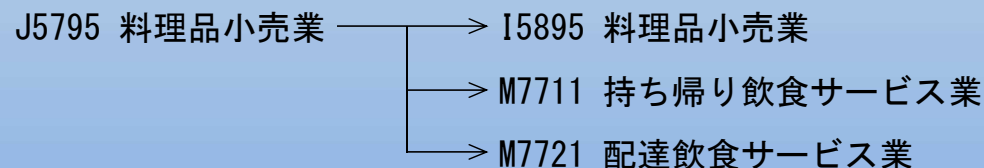
## 1. 産業分類の変更について

- 平成22年から、日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づいて表章することとしている。
- 一方、平成22年当時の調査対象事業所は、平成21年の抽出替えによって選定された事業所であり、旧産業分類に基づいて抽出されている。
- 平成22年、23年分の再集計を行うためには、平成21年の抽出替え時に作成した旧産業分類に基づく抽出率逆数表を新産業分類に組み替える必要があるが、平成19年11月の産業分類改定は新・旧分類の対応が必ずしも1対1にならないことから、機械的な組み替えを行うことができない。

## 2. 指定予定事業所名簿について

- 設定した抽出率に基づいて選定された事業所は、予備調査の実施のため、指定予定事業所名簿に掲載され、都道府県に通知されることとなっている。
- 新産業分類に基づく抽出率逆数表を作成する手段として、事業所センサス番号をキーとして事業所・企業統計調査の事業所名簿と突合するなどによって新産業分類を付与し、新産業分類に基づく抽出事業所数を集計する方法が考えられるが、このためには、21年の抽出替え当時に旧産業分類に基づいて作成された指定予定事業所名簿が必要。

### <旧産業分類が複数の新産業分類に分岐する例>



### <指定予定事業所名簿の掲載事項>

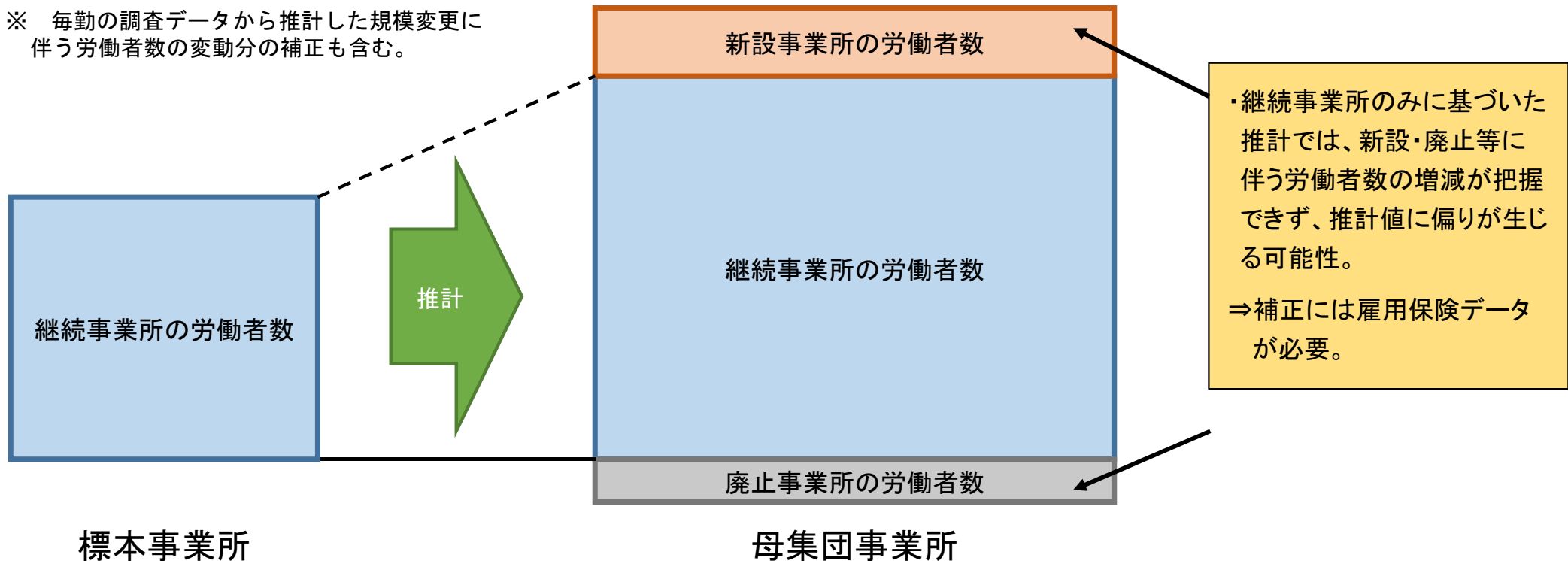
- ・ 都道府県番号 ・ 産業分類（平成21年の作成時点では旧分類）
- ・ 事業所規模 ・ 企業規模 ・ 事業所センサス番号
- ・ 事業所名 ・ 所在地 ・ 電話番号 ・ 常用労働者数 など

# 平成22年以前の雇用保険データ

- 母集団労働者数の設定に当たっては、調査データでは把握できない事業所の新設・廃止等に伴う労働者数の増減を反映させることを意図して、調査の対象範囲である5人以上事業所の新設・廃止、5人未満からの規模上昇及び5人未満への規模下降に伴う労働者数の変動分について、毎月、雇用保険事業所データにより産業、規模別に推計し、母集団労働者数の補正を行っている。

## <雇用保険データ等による母集団労働者数の補正のイメージ>

※ 毎勤の調査データから推計した規模変更に伴う労働者数の変動分の補正も含む。



- 毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会報告書（平成31年1月22日）において、「これまでの集計方法」として「規模30人以上499人以下の事業所のうち、抽出されるべきサンプル数の多い地域・産業について、一定の抽出率で指定した調査対象事業所の中から、半分の事業所を調査対象から外すことで、実質的に抽出率を半分にし、その代わりに調査対象となった事業所を集計するときには、抽出すべきサンプル数の多い地域・産業についてその事業所が2つあったものとみなして集計する方法であり、全体のサンプル数が限られている中、全体の統計の精度を向上させようとしたものである」との記述がある。
- 規模30人以上499人以下の事業所に限られる平成15年までの集計方法であって、「東京都500人以上規模の事業所」を抽出調査とした平成16年にやめている。

<具体的な方法>

(例) 抽出率  $1/3$  : ●○○●○○●○○●○○●○○●○○……

↑ サンプル ↑ サンプル

これまでの集計方法 : ●○○⊗○○●○○⊗○○●○○……

1/2間引きし、●を2倍（復元）して集計

すなわち抽出率を $1/3$ としたまま、実態的に抽出率を $1/6$ とするもの

⇒ 復元処理しており、数値の修正は必要ない。



- 統計の専門家を委員長とした外部有識者による「毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会」による報告書。
- 延べ69名の職員・元職員に対するヒアリングや関係資料の精査等を踏まえ、毎月勤労統計調査に係る様々な問題、指摘等について、事実関係とその経緯や背景を明らかにした上で、これに対する責任の所在について委員会として評価。

### 事実関係

- ①少なくとも平成8(1996)年以降、調査対象事業所数が公表資料よりも1割程度少なかった。
- ②平成16(2004)年1月調査以降、東京都の規模500人以上の事業所について抽出調査としたが、調査年報の「全数調査」という記載と相違。  
平成29(2017)年に変更承認を受けて以降は、調査計画に記載された内容（「全数調査」）に違反。
- ③平成16(2004)～29(2017)年調査までの東京都の規模500人以上の事業所等について、抽出調査をするも、集計上必要な復元処理が行われず。
- ④平成16(2004)～23(2011)年調査の再集計に必要な資料の一部の存在が確認できない。
- ⑤平成23(2011)年に変更承認を受けた調査計画に記載された内容（調査対象事業所数、全国統一の抽出方法）どおりに調査が行われなかった。
- ⑥平成27(2015)年調査の事務取扱要領から、東京都の規模500人以上の事業所について抽出調査とする旨が記載されなくなった。
- ⑦平成30(2018)年のサンプルの入替方法の変更に併せ、東京都の規模500人以上事業所の抽出調査に復元処理を行うシステム改修。
- ⑧平成29(2017)年に変更承認を受けた調査計画に記載された内容（規模500人以上の事業所は全数調査）に反し、平成31(2019)年調査で抽出調査を東京都で行い、さらに3府県で行おうとした。
- ⑨平成30(2018)年9月にサンプルの入替方法の変更に伴う数値の上振れの指摘を受けた際、統計委員会に、復元を行うこととしたことを説明せず。

### 関係職員の対応と評価等

- ・課長級職員を含む職員・元職員は、事実を知らず漫然と従前の取扱いを踏襲。部局長級職員も実態の適切な把握を怠り、是正せず。  
適切な手続を踏まなかったこと、復元処理を行わなかったこと、調査方法を明らかにしなかったことについて、統計調査方法の開示の重要性の認識、法令遵守意識の両方が欠如（平成29(2017)年の変更承認以降は統計法違反）
- ・抽出調査の開始時には、規模30人以上499人以下の事業所についての平成15(2003)年までの集計方法の廃止※に伴う調査対象数の増加の抑制に配慮。  
※全体のサンプル数が限られている中、標本数の多い特定の地域・産業の実質的な抽出率を半分にし、他を増やすことによって同程度の確からしさが得られる手法。
- ・抽出率の変更担当からプログラム担当への作業発注・フォローアップの過程で連携ミスや誤りが生じやすい体制。管理職は、システム改修を部下に任せきりにし、問題の把握を怠り、適切なプログラム改修が実施されなかった。
- ・一部、標準文書保存期間基準等に反する不適切な取扱いがあった。  
他方、再集計に必要なデータ等の一部は、保存期間が満了。
- ・これまで公表してきた調査方法を調査計画に安易に記載したという認識。  
（平成23(2011)年の変更承認以降は統計法違反）
- ・実作業に影響ないと、課長級職員が判断し、決裁や上司への相談を経ずに対応したのは不適切。他方、供述によれば、隠蔽しようとする意図までは認められず。
- ・課長級職員は、サンプルの入替方法の変更が機能するようシステム改修を指示。供述によれば、抽出調査を隠蔽しようとする意図までは認められず。
- ・サンプル数が多い県については、統計上問題ないと担当が判断し、東京都と同じように実施しようとした。課長級職員は法令遵守意識が欠如。部局長級職員も決裁権者としての責任を免れず。
- ・前任者の誤った認識に基づく引継ぎにより、復元処理をするようになったことを説明しなかった。

- 常に正確性が求められ、国民生活に大きな影響を及ぼす公的統計で、統計法違反を含む不適切な取扱いが長年継続し、公表数値に影響を与えたことは言語道断。行政機関としての信頼が失われた。
- 統計の正確性や調査方法の開示の重要性等、担当者をはじめ厚生労働省の認識が甘く、専門的な領域として「閉じた」組織の中で、調査設計の変更や実施を担当者任せにする姿勢や安易な前例踏襲主義など、組織としてのガバナンスが欠如。
- 統計に携わる職員の意識改革、統計部門の組織の改革とガバナンスの強化、幹部職員を含め、組織をあげて全省的に統計に取り組むための体制の整備等に取り組むべき。今後、引き続き具体的な再発防止策等を検討。
- 本報告書における事実関係、評価等に基づき、厚生労働省が猛省<sup>53</sup>、関係職員の厳正なる処分が行われることを望む。



毎月勤労統計調査を巡る不適切な取扱いに係る  
事実関係とその評価等に関する報告書

平成31年1月22日

毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会

## 毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会 構成員

- (委員長) 樋口 美雄 (独) 労働政策研究・研修機構理事長  
(前統計委員会委員長、労働政策審議会会長)
- (委員長代理) 荒井 史男 弁護士 (元名古屋高等裁判所長官)
- (委員) 井出 健二郎 和光大学学長・会計学  
玄田 有史 東京大学社会科学研究所教授  
篠原 栄一 公認会計士  
(元日本公認会計士協会公会計委員会委員長)
- 萩尾 保繁 弁護士 (元静岡地方裁判所長)
- 廣松 毅 東京大学名誉教授  
情報セキュリティ大学院大学名誉教授  
(元統計委員会委員)
- 柳 志郎 弁護士 (元日本弁護士連合会常務理事)



## 目次

第1. 特別監察委員会の目的等	4
第2. 本委員会の調査によって明らかになった事実関係	4
1. 平成16（2004）年以降の東京都における規模500人以上の事業所に係る抽出調査の実施及び年報の記載との相違についての事実関係	4
2. 平成16（2004）年以降の東京都における抽出調査の実施に伴い必要であった復元処理が実施されなかったことに関する事実関係	6
3. 公表していた調査対象事業所数に比べて実際に調査した事業所数が少なくなっていることに関する事実関係	6
4. 平成21（2009）年調査以降、東京都の規模30人以上499人以下の事業所の一部で異なる抽出率の復元が行われていなかったことについての事実関係	7
5. 平成27（2015）年1月調査分からの事務取扱要領の見直しに係る事実関係	8
6. 平成16（2004）年から平成23（2011）年の調査の再集計値の算出に必要な資料の一部の存在が確認されていないことに関する事実関係	9
7. 平成27（2015）年10月からの調査方法の見直し等の議論の中での事実関係	11
8. 平成30（2018）年1月調査以降の集計方法の変更に際しての事実関係	11
9. 平成30（2018）年調査の実施に当たっての事実関係	12
10. 平成30（2018）年1月調査以降の給与に係る数値の上振れの問題についての事実関係	12
11. 平成31（2019）年調査の実施等に当たっての事実関係	13
第3. 第2の事実関係の評価等	14
1. 平成16（2004）年以降の東京都における規模500人以上の事業所に係る抽出調査の実施及び年報の記載との相違の評価等	14
（1）東京都における規模500人以上の事業所に係る抽出調査の実施の評価等	14
（2）平成16（2004）年以降の東京都における規模500人以上の事業所に係る調査が抽出調査となったにも関わらず、年報における記載が変更されなかったことの評価等	15
2. 平成16（2004）年以降の東京都における抽出調査の実施に伴い必要であった復元処理が実施されなかったことの評価等	16
3. 公表していた調査対象事業所数に比べて実際に調査した事業所数が少なくなっていることの評価等	18
4. 平成21（2009）年調査以降、東京都の規模30人以上499人以下の事業所の一部で異なる抽出率の復元が行われていなかったことの評価等	20
5. 平成27（2015）年1月調査からの事務取扱要領の見直しに係る事実関係に対する	

評価等.....	21
6. 平成16（2004）年から平成23（2011）年の調査の再集計値の算出に必要な資料の一部の存在が確認されていないことに対する評価等 .....	22
7. 平成27（2015）年10月からの調査方法の見直し等の議論の中での事実関係に対する評価等.....	23
8. 平成30（2018）年1月調査以降の集計方法の変更に際しての事実関係に対する評価等.....	23
9. 平成30（2018）年調査の実施に当たっての事実関係に対する評価等.....	24
10. 平成30（2018）年1月調査以降の給与に係る数値の上振れの問題についての事実関係に対する評価等.....	25
11. 平成31（2019）年調査の実施等に当たっての事実関係に対する評価等.....	25
12. 統計法との関係等.....	26
(1) 統計法の規定.....	26
(2) 平成23（2011）年の変更承認に係る整理 .....	26
(3) 平成29（2017）年の変更承認に係る整理 .....	27
<b>第4. 総括</b> .....	27

## 第1. 特別監察委員会の目的等

- 厚生労働省による毎月勤労統計調査の不適切な取扱いにより、国民の統計に対する信頼が失われ、また、国民生活に大きな影響を及ぼす事態となったことは、甚だ遺憾である。毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会（以下「本委員会」という。）は毎月勤労統計調査を巡り長年にわたる不適切な取扱いが指摘されたことを受け、事実関係及び責任の所在の解明を行うとともに、厚生労働省が作成する統計に対する正確性・信頼性を確保し、国民の信頼を回復するための方策等を策定するために、厚生労働省監察本部長たる厚生労働大臣の下に設置された委員会である。
- 今般の事案については、本委員会の設置以前から、弁護士、公認会計士等の外部有識者もメンバーとして参画した厚生労働省の監察チームにおいて、職員への聴取等が行われてきた。本委員会は、調査の中立性・客観性を高めるとともに、統計に係る専門性も重視した体制とするため、厚生労働大臣の指示により、監察チームで行ってきた調査を引き継ぎ、統計の専門家を委員長とし、監察チームの外部有識者、統計の専門家等が委員となる形で、第三者委員会として設置されたものである。
- 今般の事案に係る事実関係及び責任の所在を解明するため、監察チームとして局長・課長級延べ14名、課長補佐以下級延べ15名に対してヒアリングを実施してきた結果を踏まえ、本委員会においてもさらに局長・課長級延べ27名、課長補佐以下級延べ13名に対してヒアリングを実施し、合計で延べ69名の職員・元職員に対してヒアリング等を実施した。なお、ヒアリングの企画及び実施は、外部有識者の参画の下で行われた。また、本委員会の全体会合は、これまで平成31（2019）年1月17日及び同月22日の2回開催したが、この他にも随時委員がヒアリングや関係資料の精査等を実施する等、検証を重ねてきた。
- 本報告書においては、毎月勤労統計調査について、全数調査とするとしていたところを平成16（2004）年から一部抽出調査で行っていたことやこれに関連してこれまでなされている様々な指摘について、短期間で集中的に検証を行い、事実関係とその経緯や背景を明らかにするとともに、これに対する責任の所在について、本委員会としての評価を行った。厚生労働省が作成する統計に対する正確性・信頼性を確保し、国民の信頼を回復するための方策等については、引き続き議論を続け、別途、意見を取りまとめる予定である。

## 第2. 本委員会の調査によって明らかになった事実関係

### 1. 平成16（2004）年以降の東京都における規模500人以上の事業所に係る抽出調査の実施及び年報の記載との相違についての事実関係

- 毎月勤労統計調査については、遅くとも平成元（1989）年から、最新版である平成29

(2017)年の年報に至るまですべての年の年報において、規模500人以上の事業所については、「抽出率1/1」(「抽出率」とは、母集団に占める調査対象事業所の割合をいう。)又は「全数調査」と明記されている。

- しかしながら、平成15(2003)年5月22日付で当時の担当課の企画担当係長名で毎月勤労統計調査に係るシステム担当係長あてに通知された「毎月勤労統計調査全国調査及び地方調査の第一種事業所に係る調査の抽出替えに関する指定事業所の決定及び指定予定事業所名簿作成について」という事務連絡がある。

この事務連絡に添付された「毎月勤労統計調査全国調査及び地方調査の第一種事業所に係る調査の抽出替えに関する指定事業所の決定及び指定予定事業所名簿作成要領」においては、「事業所規模500人以上の抽出単位においては、今回から全国調査でなく、東京都の一部の産業で抽出調査を行うため注意すること。」との記載がある。この事務連絡は、雇用統計課長の決裁を経た上で、係長名で指示を行っている。

- また、平成15(2003)年7月30日に厚生労働省大臣官房統計情報部長名で各都道府県知事宛に通知された「毎月勤労統計調査全国調査及び地方調査第一種事業所に係る調査」における指定事業所の抽出替えの実施について」に添付された「毎月勤労統計調査抽出替えに伴う事務取扱要領」(以下「事務取扱要領」という。)において、平成16(2004)年1月からの取扱いとして、「従来から規模500人以上事業所は全数調査としていたが、今回は東京都に限って一部の産業で標本調査とした。」と記載された。

- その後の毎月勤労統計調査における指定事業所の抽出替えの2年ないし3年ごとの実施に伴い通知された平成18(2006)年7月、平成20(2008)年4月及び平成23(2011)年4月の事務取扱要領においても同様の記載がなされ(なお、後述するように平成26(2014)年4月の事務取扱要領からは当該記述は記載されていない)、実際には平成16(2004)年1月調査以降、毎月勤労統計調査における東京都の規模500人以上の事業所については抽出調査となっており、年報における「全数調査」との記述と相違する取扱いがなされている。

- このことは、毎月勤労統計調査における指定事業所の抽出替えに伴い、都道府県あてに別途通知されている平成16(2004)年1月以降の「逆数表」(都道府県・産業・事業所規模別に設定する抽出率の逆数を記載した表をいう。)における東京都の規模500人以上の事業所に係る産業別の数値に「1」以外の数値(注:抽出率が100%でないことを示している。)が記載されていることから確認できる。

- なお、平成14(2002)年9月18日、平成20(2008)年2月29日及び平成23(2011)年8月4日に、毎月勤労統計調査の変更について、厚生労働大臣から総務大臣あて申請され、それぞれ、総務大臣から厚生労働大臣に「変更を承認する」旨の通知がなされているが、当該承認事項の中には、抽出率に関する記載はなかった。これらの手続に係る決裁

は、大臣官房統計情報部長の専決により行われた。

## 2. 平成16（2004）年以降の東京都における抽出調査の実施に伴い必要であった復元処理が実施されなかったことに関する事実関係

- 1. で述べたように、平成16（2004）年1月以降、東京都における規模500人以上の事業所については、実際には抽出調査となった。
- 一方、抽出調査への変更に伴い、復元（抽出調査を行った際に行うべき統計的処理で、母集団の調査結果として扱うための計算をいう。）のための必要なシステムの改修が行われなかったため、平成16（2004）年からシステムの改修が行われる直前の平成29（2017）年まで、抽出調査への変更に伴い必要となる復元が行われず、一般的には給与の高い東京都の規模500人以上の復元倍率が低くなり、この結果、平成16（2004）年から平成29（2017）年までの調査分の「きまって支給する給与」等の金額が低めになるという影響があったことが確認されている。

## 3. 公表していた調査対象事業所数に比べて実際に調査した事業所数が少なくなっていることに係る事実関係

- 毎月勤労統計調査の全国調査については、調査対象事業所を厚生労働大臣（厚生労働省設置前は労働大臣）が指定することになっている。全国調査は、規模30人以上の事業所に関する調査と、規模5人以上29人以下の事業所に関する調査に分かれており、全国調査の調査対象事業所数は各調査の事業所数の合計である。

公表されている資料における調査対象事業所数については、昭和48（1973）年3月分の毎月勤労統計調査報告（月報）が約33,000事業所であるのに対し、昭和48（1973）年4月分の毎月勤労統計調査報告（月報）から約33,200事業所となっており、以後、現在に至るまで約33,200事業所として月報や年報に記載され続けている。

- 一方で、実際の調査対象事業所数については、平成31（2019）年1月11日付プレスリリース「毎月勤労統計調査において全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことについて」において、「調査対象事業所数が公表資料よりも概ね1割程度少なくなっていました。確認できた範囲では、平成8（1996）年以降このような取扱いとなっていました。」とされている。
- 平成20（2008）年2月29日、調査対象の産業分類の変更を内容とする毎月勤労統計調査の変更について、厚生労働大臣から総務大臣あて申請された。この申請に係る決裁は大臣官房統計情報部長の専決により行われた。  
この申請を受け、平成20（2008）年3月5日に総務大臣から厚生労働大臣に「変更を承認する」旨の通知がなされたが、当該承認事項の中には、調査対象事業所数に関する記載は

なかった。

- 平成19（2007）年に統計法が全面改正され、統計報告調整法が廃止されたことに伴い、統計報告調整法に基づく統計報告の範囲及び申請手続に関する事務処理要領（平成17（2005）年8月15日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）が廃止され、新たに、基幹統計調査及び一般統計調査に係る承認申請等の手続に関する事務処理要領（平成20（2008）年12月18日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）が制定され、平成21（2009）年4月1日から施行された。

この中で、基幹統計調査を変更しようとする場合には、統計調査を行うに当たって、実際に報告を求められる被調査者の数を記載することとなった。

- 平成23（2011）年8月4日、毎月勤労統計調査の変更について、厚生労働大臣から総務大臣あて申請された。この申請に係る決裁は、大臣官房統計情報部長の専決により行われた。この申請は、平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災の被災地である岩手県、宮城県、福島県の3県及び東京電力福島第一原子力発電所周辺の一部地域について、当面の間は調査を実施しないこととすること等に係るものであったが、基幹統計調査及び一般統計調査に係る承認申請等の手続に関する事務処理要領が施行されてから初めての申請となったため、当該事務処理要領に則って、全国調査の調査対象事業所数を「約33,000事業所」と明記した上で申請がなされた。

この申請を受け、平成23（2011）年8月4日に総務大臣から厚生労働大臣に「変更を承認する」旨の通知がなされた。

- また、年報において公表されている調査対象事業所数「約33,200事業所」と、平成23（2011）年8月4日に承認された調査計画における調査対象事業所数「約33,000事業所」の記載には齟齬があるが、平成28（2016）年10月27日、ローテーション・サンプリング（サンプル（調査対象事業所）を毎年一定割合ずつ入れ替えていく方式）の導入等を内容とする毎月勤労統計調査の変更について、厚生労働大臣から総務大臣あて申請がなされた際に、あわせて調査計画における調査対象事業所数を「約33,200事業所」とする変更についても、申請の内容に含まれている。この申請に係る決裁は、政策統括官の専決により行われた。

この申請を受け、平成28（2016）年11月に総務大臣から統計委員会に対し、平成30（2018）年1月調査以降の毎月勤労統計調査に係る調査計画が添付された申請書が諮問され、平成29（2017）年1月27日に「変更を承認して差し支えない」旨の答申がなされた。

#### 4. 平成21（2009）年調査以降、東京都の規模30人以上499人以下の事業所の一部で異なる抽出率の復元が行われていなかったことについての事実関係

- 平成21（2009）年1月からの抽出替えに当たって、平成20（2008）年4月に事

務取扱要領を改正し（毎月勤労統計調査抽出替えに伴う事務取扱要領～全国調査及び地方調査第一種事業所～）、平成20（2008）年7月に抽出率の逆数表を各都道府県に送付した。

- 平成20（2008）年調査までは、東京都と他の道府県（全国調査分）の抽出率は同一であったが、平成21（2009）年調査から、東京都と他の道府県（全国調査分）の抽出率が、一部の産業で異なることになった。しかしながら、東京都と他の道府県とで同一の復元倍率を用いて復元を行ったため、正しい復元がされなかった。以降、平成29（2017）年調査に至るまで、復元方法についてプログラム上必要な改修がなされず、正しい復元が行われなかった。
- この結果、平成21（2009）年から平成29（2017）年までの間、東京都では、東京都の規模30人以上499人以下の事業所のうち母集団事業所数が比較的少ない産業（鉄鋼業など）に属する事業所について、他の道府県とは異なる抽出率を設定し、標本数を多めに配分していたが、正しい復元が行われなかった。
- また、毎月勤労統計調査の年報には、産業別・規模別の抽出率が記載された表が掲載されているが、抽出率が他の道府県と異なることになった産業についての東京都における抽出率は掲載されなかった。
- 平成23（2011）年8月4日、毎月勤労統計調査の変更について、総務大臣から調査計画の承認を受けた際、調査対象事業所の選定の方法に係る項目において、全国調査のうち、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所については、地域別に異なる抽出方法を行わないことを意味する「産業・規模別の層化無作為一段抽出」という方法によって抽出を行うことを調査計画に明記し、承認を受けていた。

一方で、実際には、事業所数が多い東京都は地方調査を実施しない代わりに、鉱業、採石業、砂利採集業等の一部の産業における規模30人以上499人以下の事業所の調査について、それらの産業が極めて少ないという特殊事情に鑑み、全国調査において定められた全国一律の抽出率とは異なる抽出率を使用して全国調査として実施していた。これにより、承認を受けた調査計画と実際の調査方法との間に一部齟齬が生じることとなった。

この際、規模500人以上の事業所についても、東京都のみ抽出調査を実施しており、調査計画と実際の調査方法との間に齟齬が生じることとなった。

## 5. 平成27（2015）年1月調査分からの事務取扱要領の見直しに係る事実関係

- 平成15（2003）年7月、平成16（2004）年1月調査分からの抽出替えに伴う事務取扱要領（雇用統計課名）が、都道府県知事宛の部長通知の別添資料として各都道府県知事に通知された。この事務取扱要領において、名簿の構成に関する記述の中に、「従来から規模500人以上事業所は全数調査としていたが、今回は東京都に限って一部の産業で標本調査とした。これは、規模500人以上事業所は、東京都に集中しており（約4分の1）、全数調

査にしてなくても精度が確保できるためである。」との記載がなされた。

以後、平成19(2007)年1月調査分からの抽出替えに伴う事務取扱要領、平成21(2009)年1月調査分からの抽出替えに伴う事務取扱要領、平成24(2012)年1月調査分からの抽出替えに伴う事務取扱要領についても、同様の記載がなされていた。

- 一方、平成26(2014)年7月に各都道府県へ送付された、平成27(2015)年1月調査分からの抽出替えに伴う事務取扱要領(雇用・賃金福祉統計課名)においては、規模500人以上の事業所について東京都を抽出調査とする旨は記載されなかった。なお、過去の事務取扱要領は大臣官房統計情報部長の決裁を経ていたが、平成27年調査分からの抽出替えに伴う事務取扱要領については決裁を取っておらず、平成26(2014)年5月に毎月勤労統計調査関係用品(平成26(2014)年下半年期分)の送付に関する統計情報部雇用・賃金福祉統計課毎勤第一係長から各都道府県統計主管課毎月勤労統計調査担当係長あて事務連絡において、各都道府県に調査用品の1つとして事務取扱要領を送付する旨の事前連絡をし、後日、発送されていた。

#### 6. 平成16(2004)年から平成23(2011)年の調査の再集計値の算出に必要な資料の一部の存在が確認されていないことの実態関係

- 平成16(2004)年調査以降、東京都の500人以上の事業所において抽出調査を実施したにもかかわらず復元が行われていなかったこと、及び、平成21(2009)年調査以降、東京都の30人以上499人以下の事業所の一部で異なる抽出率の復元が行われていなかったことに関しては、復元に必要なデータ等が存在する平成24(2012)年以降について復元して「再集計値」を平成31(2019)年1月11日に公表したところである。一方で、平成16(2004)年以降平成23(2011)年までについては、復元に必要なデータ等である、①平成19(2007)年1月分調査の旧対象事業所分の個票データ、②平成21(2009)年の抽出換え時点における旧産業分類の指定予定事業所名簿、③平成16(2004)年から平成22(2010)年までの雇用保険の事業所別頻数データの3つが揃わず、再集計値が算出できない状態となっている。
- 調査票情報等の文書については、平成21(2009)年2月6日に、総務省政策統括官から、厚生労働省大臣官房統計情報部長宛に「調査票情報等の管理に関するガイドラインの決定について(通知)」(総政企第42号。平成21(2009)年2月6日)が通知され、厚生労働省大臣官房統計情報部企画課が2月9日に收受した。当該ガイドラインにおいては、統計調査に関する文書管理として、「調査実施者又は統計調査の所管部局等におかれる管理責任者は、その管理する調査票情報等の受払い、搬送、閲覧、複写、保存期間の設定、保管方法、廃棄等について必要な手続を定める。なお、調査票情報の保存期間の設定については、以下を参考にするとともに、ドキュメントの保管期間との整合に考慮する。(1)基幹統計調査の調査票情報(電磁的方法により記録しているものに限る)については、最長期間」と記載されている。同ガイドラインは、平成21(2009)年4月1日から施行された。



- また、平成22（2010）年3月15日には、総務省政策統括官付統計企画管理官から、統計データの有効活用に関する検討会議構成メンバー宛に、事務連絡「調査票情報等における保存期間の延長について（協力依頼）」が発出され、「平成22（2010）年度までに調査票情報等の保管に関するガイドラインを作成するとされており、調査票情報等については、府省横断的な対応として、平成22（2010）年度末まで保存期間の延長手続をとること等により適切に対処いただきますようお願いいたします。」との依頼がなされている。
- さらに、平成23（2011）年3月28日には、総務省政策統括官から厚労省統計情報部長宛に「調査票情報等の管理に関するガイドライン及び統計法第33条の運用に関するガイドライン等3ガイドラインの改正について（通知）」（総政企第89号。平成23（2011）年3月28日）が通知され、総務省政策統括官付統計企画管理官から統計データの有効活用に関する検討会議構成メンバー宛てに、平成23（2011）年3月28日付事務連絡「調査票情報等の管理に関するガイドライン等第4ガイドラインの改正及び運用について」が発出された。当該改正により、「調査票情報等の保存期間については公文書管理法施行令第8条第2項に基づき定めることとし、次の整理によって決定するものとする。作業段階別における具体的な調査票情報等の種類及び保存期間は別表のとおりとする。」とされ、「調査票情報（正本）」について、「調査実施者については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21（2009）年3月13日閣議決定）に基づき、本ガイドラインによって調査票情報等の適正に管理を行う。また、法第24条の規定による届出を行った地方公共団体、法第25条の規定による届出を行った独立行政法人等及び法第37条の規定により全部委託を受けた独立行政法人等については、本ガイドラインを参考として調査票情報等を適正に管理する。」、「調査票情報等の保存期間については公文書管理法施行令第8条第2項に基づき定めることとし、次の整理によって決定するものとする。作業段階別における具体的な調査票情報等の種類及び保存期間は別表のとおりとする。なお、管理する調査票情報等の保存期間及び分類については、調査実施者が公文書管理法第10条に基づく行政文書管理規則（以下「行政文書管理規則」という。）に規定する保存期間及び分類と整合性を保つこととし、齟齬が生じないようにする。また、行政文書管理規則において保存期間及び分類が規定されていない場合については、行政文書管理規則に基づき任命された文書管理者が定める標準文書保存期間基準において定められた保存期間及び分類に準じることとし、その場合も以下の保存期間及び分類と齟齬が生じないようにする。」とされ、別表において、「調査票情報（正本）」の保存期間については「調査規則で定めている期間（永年保存となるように対応）」とされた。当該ガイドライン改正は、平成23（2011）年10月1日に施行された。
- 平成16（2004）年以降の東京都における抽出調査の実施に伴い必要であった復元処理が実施されなかったこと、平成21年調査以降、東京都の30人以上499人以下の事業所の一部で正しい復元が行われていなかったことについては、必要な復元処理を実施し、適正な調査結果を再集計する必要がある。

- しかしながら、平成16（2004）年から平成23（2011）年の調査の再集計に必要な資料の一つである平成16（2004）年から平成22（2010）年までの事業所別頻数データ、平成21（2009）年分の指定予定事業所名簿（※）（以下「調査回答書等」という。）について、必要な保存措置がとられなかった結果、現在、その存在が確認できていない。このため、調査回答書等はその内容の復元ができないものであることから、平成16（2004）年から平成23（2011）年の調査の再集計値の算出ができないという事態が生じた。（※）指定予定事業所名簿とは、厚生労働省が母集団情報（平成30（2018）年からは総務省が整備する事業所母集団データベース）から抽出して作った名簿。

## 7. 平成27（2015）年10月からの調査方法の見直し等の議論の中での事実関係

- 政府の統計調査については、統計委員会などの外部機関による定期的な検証などを経て、その正確性や信頼性を確保し、向上させていくことが求められている。この点、毎月勤労統計調査については、厚生労働省内でもその改善について有識者による検討が行われていたが、平成27（2015）年10月に開催された経済財政諮問会議において、全サンプルを3年に一度一時に入れ替え、段差が発生した場合は過去に遡って数値を修正する方式について、「事業所サンプルの入替え時に「非連続な動き（数値のギャップ）」が生じているのではないかと」の指摘があり、この指摘を踏まえ、総務省の統計委員会で毎月勤労統計調査へのサンプルを毎年3分の1ずつ入れ替えていくローテーション・サンプリングの導入等の議論が行われた。この間、「規模500人以上事業所については全数調査」である旨説明した。
- 当該議論の結果、平成28（2016）年10月27日、ローテーション・サンプリングの導入等を内容とする毎月勤労統計調査の変更について、厚生労働大臣から総務大臣あて申請された。この申請に係る決裁は、政策統括官の専決により行われた。

この申請を受け、平成28（2016）年11月18日に総務大臣から統計委員会に対し、平成30（2018）年1月調査以降の毎月勤労統計調査に係る調査計画が添付された申請書が諮問され、平成29（2017）年1月27日に「変更を承認して差し支えない」旨の答申がなされたが、当該調査計画には「規模500人以上事業所については全数調査」である旨の記載が含まれていた。また、この答申を踏まえ、同年2月13日に総務大臣から厚生労働大臣に「変更を承認する」旨の通知がなされた。
- 平成29（2017）年1月11日には、統計法を所管する総務省から、平成28（2016）年12月に明らかになった経済産業省所管の繊維流通統計調査の不適切な処理を契機として、各府省に統計法遵守の状況の一斉点検の要請が行われた。毎月勤労統計調査については、平成29（2017）年1月24日付で厚生労働省の担当係から「特段問題なし」との回答が行われた。

## 8. 平成30（2018）年1月調査以降の集計方法の変更に際しての事実関係

- 毎月勤労統計調査については、厚生労働省内でもその改善について有識者による検討が行われていたが、平成27（2015）年10月に開催された経済財政諮問会議において、全サンプルを3年に一度一時に入れ替えることによって「事業所サンプルの入替え時に「非連続な動き（数値のギャップ）」が生じているのではないか」との指摘があり、この指摘を踏まえ、総務省の統計委員会で毎月勤労統計調査へのサンプルを毎年3分の1ずつ入れ替えていくローテーション・サンプリングの導入等の議論が行われた。
- これを受けて、雇用・賃金福祉統計室長（当時）Fは、平成29（2017）年度開始後遅くとも5月以降、当時のプログラム担当者に対し、平成30（2018）年1月調査以降の毎月勤労統計調査におけるローテーション・サンプリングの導入に向けたプログラム改修を指示した。その中で、それまで実施していなかった東京都における規模500人以上の事業所に係る抽出調査の結果及び30人以上499人以下の事業所のうち東京都と他の道府県で抽出率が異なる一部の産業の調査結果についてプログラム上適正に復元されるよう改修がなされた。

#### 9. 平成30（2018）年調査の実施に当たっての事実関係

- 平成29（2017）年7月21日付で、東京都における規模500人以上の事業所を抽出調査とする内容の平成30（2018）年の毎月勤労統計調査の指定予定事業所名簿（※1）が政策統括官名で東京都に通知され、また、抽出率の逆数表が参事官（雇用・賃金福祉統計室長）名で各都道府県に通知された。さらに、平成29（2017）年10月23日付で、東京都における規模500人以上の事業所を抽出調査とする内容の平成30（2018）年の毎月勤労統計調査の指定事業所名簿（※2）が、政策統括官名で東京都に通知された。これらは、総務大臣から承認を受けた「500人以上事業所全数調査」とする調査計画に反する内容であった。
- （※1）指定予定事業所名簿とは、厚生労働省が母集団情報（平成30（2018）年からは総務省が整備する事業所母集団データベース）から抽出して作った名簿。
- （※2）指定事業所名簿とは、指定予定事業所名簿から、指定予定となった事業所が現在も存在するか、従業者の階級（30人以上499人以下と500人以上など）に変動がないかを都道府県に確認の上、その結果を反映した名簿。

#### 10. 平成30（2018）年1月調査以降の給与に係る数値の上振れの問題についての事実関係

- 平成30（2018）年7月2日に、総務省の統計委員会国民経済計算体系的整備部会に「ローテーション・サンプリングへの移行状況」が報告された。同月20日の統計委員会で同部会の審議状況報告が行われた際に、平成30（2018）年1月以降の毎月勤労統計調査結果における上振れについての説明を求められ、同年8月28日の統計委員会で説明が行われた。その際、政策統括官Jは、「東京都における規模500人以上の事業所について全数調査でなく抽出調査により実施していたこと、さらに復元という適切な統計処理がなされていなかった

こと」(以下「これまでの調査方法の問題」という。)を認識しておらず、部下からの説明もなかったため、これまでの調査方法の問題についての説明を行わなかった。

## 1.1. 平成31(2019)年調査の実施等に当たっての事実関係

○ 都道府県の担当者から、規模500人以上の事業所が増え、負担が増えてきていることへの対応を求める要望があったことなどを踏まえ、平成30(2018)年6月27日付で、神奈川県、愛知県、大阪府における規模500人以上の事業所を抽出調査とする内容の平成31(2019)年の毎月勤労統計調査の指定予定事業所名簿が政策統括官名で該当する府県に通知され、また、抽出率の逆数表が参事官(雇用・賃金福祉統計室長)名で各都道府県に通知された。さらに、平成30(2018)年10月24日付で、神奈川県、愛知県、大阪府における規模500人以上の事業所を抽出調査とする内容の平成31(2019)年の毎月勤労統計調査の指定事業所名簿が、政策統括官名で該当する府県に通知された。これらはいずれも、総務大臣から承認を受けた「500人以上事業所全数調査」とする調査計画に反する内容であった。

○ その後、雇用・賃金福祉統計室長Iは、毎月勤労統計調査の規模500人以上の事業所の数値について、本来であれば全数調査であるため、ローテーション・サンプリング前後で段差が生じることはないにもかかわらず、実際には段差が生じていることについて、総務省から指摘を受け、その点を含め平成30(2018)年12月13日に統計委員会委員長・総務省との打ち合わせの場において総務省統計委員会委員長に本件についての説明が必要になった。これを受けて、同日に東京都の規模500人以上の事業所は抽出調査であり、平成29年(2017)以前の調査については復元処理をしていないこと及び抽出調査の対象府県を拡大する予定であることを上司である政策統括官Jに報告した。

Jはこの時初めて今回の問題事案を把握し、当該打ち合わせの前にIに対し「統計委員会委員長に正直に話すよう指示した」と述べている。

同日の打ち合わせでは、東京都及び3府県における抽出調査について説明を行い、統計委員会委員長より「大きな問題ではないか」という趣旨の指摘がなされた。

これを踏まえ、平成30(2018)年12月14日に、Iは3府県に対し「抽出調査を撤回し、全数調査を行う」旨を電話連絡した。

また、同日に、総務省の統計管理官から厚生労働省の担当参事官あてに、毎月勤労統計調査の実施に係る経緯等の報告及び法令遵守等の注意喚起を求める通知が出された。

さらに、平成31(2019)年1月4日に、総務大臣から厚生労働大臣あてに、統計法第55条第1項に基づく毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る同法の施行の状況についての報告の依頼がなされた。

これらを踏まえ、平成31(2019)年1月16日、厚生労働大臣から総務大臣に対し、統計法第55条第1項の規程に基づく報告について回答を通知し、1月17日、総務大臣から統計委員会委員長に対し、毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る統計法の施行状況についての報告が通知され、その内容について同日に開催された統計委員会において、厚生労働省

政策統括官 J より説明を行った。

- 平成30(2018)年12月20日に、東京都の規模500人以上の事業所が調査計画と異なり抽出調査になっている旨の一報が政策統括官 J から厚生労働大臣になされた。一方で、同時並行で毎月勤労統計調査の10月分結果確報の準備作業が両者を結びつけることなく進められ、同年12月21日に毎月勤労統計調査の10月分結果確報が公表された。この公表資料においては調査計画と異なる調査となっていたことに係る注記が付されておらず、また、大臣に当該公表資料の公表及びその内容は説明されていなかった。

### 第3. 第2の事実関係の評価等

#### 1. 平成16(2004)年以降の東京都における規模500人以上の事業所に係る抽出調査の実施及び年報の記載との相違の評価等

##### (1) 東京都における規模500人以上の事業所に係る抽出調査の実施の評価等

- 本件に関わる文書としては、平成15(2003)年5月22日付で当時の担当課の企画担当係長名で毎月勤労統計調査に係るシステム担当係長あてに通知された「毎月勤労統計調査全国調査及び地方調査の第一種事業所に係る調査の抽出替えに関する指定事業所の決定及び指定予定事業所名簿作成について」という事務連絡がある。

この事務連絡に添付された「毎月勤労統計調査全国調査及び地方調査の第一種事業所に係る調査の抽出替えに関する指定事業所の決定及び指定予定事業所名簿作成要領」においては、「事業所規模500人以上の抽出単位においては、今回から全国調査でなく、東京都の一部の産業で抽出調査を行うため注意すること。」との記載がある。この事務連絡は、雇用統計課長の決裁を経た上で、係長名で指示を行っている。

- 平成15(2003)年7月30日に通知された事務取扱要領には、東京都の規模500人以上の事業所について抽出調査とした理由が併せて記載されており、「規模500人以上事業所は、東京に集中しており(約4分の1)、全数調査にしなくても精度が確保できるためである。」と記載されている。
- 「平成15(2003)年度毎月勤労統計調査ブロック別事務打ち合わせ会 質疑応答集(平成15(2003)年8月現在)」という題名の資料においては、「規模500人以上の事業所の抽出率が1/1となっており、継続して指定され、対象事業所からも苦情が来ているが、継続指定を避けることができないか。」という都道府県からの質問に対して、「今回から全数調査をしなくても精度が確保できる東京都の一部の産業で標本調査とした。」との回答が、担当係の見解として記載されている。

○ 東京都の規模500人以上の事業所について抽出調査が導入された平成16(2004)年頃に担当課である統計情報部雇用統計課の担当係長は、ヒアリング調査において抽出調査の導入の理由について「継続調査(全数調査)の事業所については企業から特に苦情が多く、大都市圏の都道府県からの要望に配慮する必要があった。」、「理由は都道府県の担当者の負担を考慮したからだと思うが、誤差計算しても大丈夫だという話だったと記憶している。」、「平成16(2004)年からこれまでの集計方法をやめることとしたが、それだけだと都道府県の負担が増えてしまうので、その調整という意味でも(東京都の規模500人以上の事業所に限り)抽出調査とすることとしたように思う。」旨述べている。

○ これらの記載や供述の内容は矛盾なく符合しており、平成16(2004)年以降の東京都における規模500人以上の事業所に係る調査が抽出調査となった理由は、規模500人以上の事業所から苦情の状況や都道府県担当者からの要望等を踏まえ、規模500人以上事業所が集中し、全数調査にしなくても精度が確保できると考え、東京都について平成16(2004)年1月調査以降抽出調査を導入したものと考えられる。

一方で、東京都の規模500人以上の事業所について抽出調査にすることについて、調査計画の変更等の適切な手続を踏むことなく、担当課のみの判断として調査方法を変更したことは、不適切な対応であったと言わざるを得ない。

○ なお、これまでの集計方法とは、規模30人以上499人以下の事業所のうち、抽出されるべきサンプル数の多い地域・産業について、一定の抽出率で指定した調査対象事業所の中から、半分の事業所を調査対象から外すことで、実質的に抽出率を半分にし、その代わりに調査対象となった事業所を集計するときには、抽出すべきサンプル数の多い地域・産業についてその事業所が2つあったものとみなして集計する方式であり、全体のサンプル数が限られている中、全体の統計の精度を向上させようとしたものである。

○ この手法により得られる推計結果は、抽出率に基づき復元を行っているのと同程度の確からしいものと考えられ、標準誤差にゆがみが発生する可能性はあるが、平均値に関しては大きな偏りはなく、給付等に影響を及ぼすこともない。しかしながら、こうした手法は当時公表されることなく行われており、統計調査方法の開示という観点からは不適切と言わざるを得ない。

(2) 平成16(2004)年以降の東京都における規模500人以上の事業所に係る調査が抽出調査となったにも関わらず、年報における記載が変更されなかったことの評価等

○ 年報における記載が変更されなかった理由を明らかにするような書面等の客観的な資料の発見には至らなかったが、職員・元職員からのヒアリングからはその理由を伺わせる供述が得られた。

まず、年報の記載との相違については、「そもそも全数調査だと思っていた。」、「知らなかった」などと相違を認識していなかったとする一部職員・元職員(管理職を含む。)もいるが、

相違に気付いていたとする者もあり、そうした者の供述内容を見ると、「(公表)資料は「原則」として認識しているが、細かく書くとすれば異なっているという認識はあった。また周りもそういう解釈をしていたと推測する。」「齟齬があるという認識はあったが、東京都は数が多く例外的であると考え自己満足していた。」「そもそも年報に調査方法の全てを事細かに書かなくてはいけないと考えていなかった。」などと述べる者もいる一方で、「当時、変えた方が良かったが統計委員会とか審議会にかけると、問題があると思った。何かの改正に併せて、やろうと思ったが、できず、忸怩たるものがある。」「全数調査でやっていたものを抽出に変更すると、精度が悪化していないかという資料を作ることとなり、ウソの上塗りになってしまう。」などと述べる者もいた。部内でも透明性が保たれておらず、総務省・各都道府県と議論すべきところ、一部の職員のみの中で議論したことがうかがわれる。

- 第2の1. のとおり、規模500人以上の事業所についての「抽出率1/1」又は「全数調査」との年報における記載は遅くとも平成元(1989)年から継続されていたものであって、平成16(2004)年以降の調査に係る職員らにおいて作為的に記載したというものではなく、また、上記のとおり、年報における記載が実際の調査方法と相違することを認識していた一部の職員・元職員らとしても、ことさら不正確な内容のものにしようとした意図までは認められないが、正確性や信頼性が強く求められる国の統計資料に誤った記載がなされたままであることを放置することは、重大な問題であり、問題の是正を怠ったものであると言え、到底許されるものではない。年報の記載と実際の調査方法の記載の相違について認識していなかった幹部職員らにしても、同様に、到底許されるものではなく、記載の相違に気づき、それを是正することができなかったことについての監督責任が問われなければならない。また、統計調査方法の開示の重要性の認識が欠如していたものと言わざるを得ない。

## 2. 平成16(2004)年以降の東京都における抽出調査の実施に伴い必要であった復元処理が実施されなかったことの評価等

- 本件に関わる文書としては、平成15(2003)年5月22日付で当時の担当課の企画担当係長名で毎月勤労統計調査に係るシステム担当係長あてに通知された「毎月勤労統計調査全国調査及び地方調査の第一種事業所に係る調査の抽出替えに関する指定事業所の決定及び指定予定事業所名簿作成について」という事務連絡がある。

この事務連絡に添付された「毎月勤労統計調査全国調査及び地方調査の第一種事業所に係る調査の抽出替えに関する指定事業所の決定及び指定予定事業所名簿作成要領」においては、「事業所規模500人以上の抽出単位においては、今回から全国調査でなく、東京都の一部の産業で抽出調査を行うため注意すること。」との記載がある。この事務連絡は、雇用統計課長の決裁を経た上で、係長名で指示を行っている。

この事務連絡と併せて、企画担当係からシステム担当係に東京都の事業規模500人以上の事業所における産業ごとの抽出率を復元処理するための作業依頼や必要な資料の提供等がなされ、システム担当が東京都における抽出調査に伴い必要となるシステムの改修を適切に行っていれば、今般の必要な復元処理がなされていなかったという問題は生じなかったはず

である。

- なお、当時の担当課長の供述によれば、「抽出調査としたことについて、覚えていないが当時自分が決裁したと思われる決裁文書を見たらそのように残っていたのでそうなのだと思う。ただ、抽出していたとしても労働者数に戻す復元を行っていれば問題ない。」との認識であった。復元プログラムを入れたか否かの記憶もないが、統計の集計に当たっての復元プログラムの重要性に対する認識も低かったと言わざるを得ない。

また、当時の統計情報部長は、供述において「それ以外の抽出率の違いなど認識していなかった。」、「連続している統計は変更点があれば、あまり内容を見ることもなく決裁していた。」と述べており、意識が低かったと言わざるを得ない。

- 一方、職員・元職員のヒアリング調査によれば、企画担当係とシステム担当係との間の作業発注及び作業のフォローアップの仕組みやシステム改修の進め方については、以下のような供述が見られる。

- ・ 抽出替え等によりシステム改修の必要性が生じた場合には、企画担当係とシステム担当係が打ち合わせをしながら、必要な作業を進めていくが、その際にはすべての仕様をペーパーで依頼する訳ではなく、口頭ベースで依頼することもあった。なお、毎月勤労統計調査については、具体的なシステム改修関係の業務処理は係長以下で行われ、一般的には課長や課長補佐が関与しない。
- ・ システム改修の依頼を受けたシステム担当係は外部業者等に委託することなく自前でシステム改修を行うことになるが、毎月勤労統計調査に係るシステムのプログラム言語はCOBOLであり、一般的にシステム担当係でCOBOLを扱える者は1人又は2人に過ぎなかった。このため、一般的にシステム改修を行う場合はダブルチェックを行うが、ダブルチェックができない場合も多かった（平成15（2003）年当時はCOBOLを扱える者は2人いたが、それぞれが別の仕事を分担して処理していたため、当該者同士でダブルチェックをするようなことはなかった。）。
- ・ 一度改修されたシステムのプログラムの該当部分は、それに関連するシステム改修がなされない限り、当該部分が適切にプログラミングされているか検証されることはなく、長期にわたりシステムの改修漏れ等が発見されないことがあり得る。

- 上記の供述を踏まえると、毎月勤労統計調査に係るシステム改修の体制が、事務処理に誤りが生じやすく、発生した事務処理の誤りが長年にわたり発見されにくい体制となっていたことが、この問題の背景にあると言える。こうしたことから、本件についても、例えば、企画担当係から追加でシステム担当係に東京都における規模500人以上の事業所の抽出率を復元処理するための依頼を失念した、東京都の規模500人以上の事業所における産業ごとの抽出率等の必要な資料が渡されなかった、あるいは渡されたが、システム担当が東京都の抽出調査の導入に係るシステム改修をしないまま、その後ダブルチェックがなされず、長期にわたり復元処理に係るシステム改修が行われていない状態が継続した可能性が否定できない。



- このことは職員・元職員のヒアリングの中で「単純なプログラムミスだと思う。」、「システム更改のタイミングでオペレーションが漏れたのではないかと思う。」といった供述が出ていることとも符合し、システム改修の過程において事務処理の誤りを生じやすく、事務処理の誤りのチェックが適正に行われにくい体制上の問題点は職員の間でも認識されていることがうかがわれる。
- このように考えると、本件については、システム改修についての処理の誤りを起こした職員の責任もあるが、それ以上に処理の誤りを起こしやすく、誤りが誤りのまま実施されないように適切なチェック体制を整備せず、また、プログラム改修を部下に任せきりにしていた責任は重い。問題事案の的確な把握を怠った平成15（2003）年以降の統計情報部長及び政策統括官並びに雇用統計課長、雇用・賃金福祉統計課長、参事官（雇用・賃金福祉統計室）及び管理官（雇用・賃金福祉統計室）の責任こそが強く問われるべきである。

### 3. 公表していた調査対象事業所数に比べて実際に調査した事業所数が少なくなっていることの評価等

- 第2の3. のとおり、調査対象事業者数が約33、200事業所との年報あるいは月報における記載は昭和48（1973）年4月分の月報から記載されていたものであり、遅くとも今般問題となっている抽出調査の開始された平成16（2004）年以降の調査の担当職員らにおいて作画的に記載したというのではなく、また、後述のとおり、年報あるいは月報における記載が実際の調査方法と相違することを認識していた一部の職員・元職員らとしても、ことさら不正確な内容のものにしようとした意図までは認められないが、正確性や信頼性が強く求められる国の統計資料に誤った記載がなされたままであることを放置することは、重大な問題であり、問題の是正を怠ったものであると言え、到底許されるものではない。
- すなわち、政策統括官付参事官（当時）Fによると、対外的に公表している調査対象事業所数に比べて実際の調査対象事業所数が少なくなっていることについて、「良くないと考え、予算担当の職員に予算を増やせないか相談したが、予算の作業が大変になるのでやめてくれと言われた」と述べている。
- このように、公表されていた調査対象事業所数と実際に調査した事業所数が長年にわたり異なっている状態にあったにもかかわらず、こうした状態は是正されることなく、漫然と放置されていたものであり、不適切と言わざるを得ない。
- 雇用統計課長（当時）Aは、公表していた調査対象事業所数と実際に調査した事業所数が異なることを認識していたにもかかわらず、漫然と調査を継続するのみならず、平成23（2011）年8月4日に総務大臣への申請を行うに当たって、この問題を上司や総務省に報告せず、是正の方策を検討することもないまま、調査計画に対象事業所数を記載することとなったが、平成23（2011）年8月15日に、平成24（2012）年1月調査からの抽出率逆

数表を都道府県知事に送付しており、結果として、調査方法を是正する機会を逸しただけでなく、一連の行為の中で、統計調査方法の開示の重要性と法令遵守意識の両方が欠如していたものと言わざるを得ない。

- さらに、平成23(2011)年8月4日の総務大臣への申請は、大臣官房統計情報部長(当時)Bの専決決裁を経た上で厚生労働大臣名で申請がなされている。この申請に係る決裁は、大臣官房統計情報部長の専決により行われた。この申請は、平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災の被災地である岩手県、宮城県、福島県の3県及び東京電力福島第一原子力発電所周辺の一部地域について、当面の間は調査を実施しないこととすること等に係るものであったが、基幹統計調査及び一般統計調査に係る承認申請等の手続に関する事務処理要領が施行されてから初めての申請となったため、当該事務処理要領に則って、全国調査の調査対象事業所数を「約33,000事業所」と明記した上で申請がなされた。

この申請を受け、平成23(2011)年8月4日に総務大臣から厚生労働大臣に「変更を承認する」旨の通知がなされた。

Bは当時、公表していた調査対象事業所数と実際に調査した事業所数が異なることを認識していなかったが、当該申請に係る決裁権者としてなど担当の局長級職員としての責任を免れない。

- 雇用・賃金福祉統計課長(当時)D及びF、政策統括官付参事官(当時)F及びIは、調査計画に記載していた調査対象事業所数と実際に調査した事業所数が異なることを認識していたにもかかわらず、是正の方策を検討することもなく、漫然と従前のやり方を踏襲し調査を実施しており、結果として調査方法を是正する機会を逸した。このことは、法令遵守意識が欠如していたものと言わざるを得ない。

- これについて、雇用・賃金福祉統計課長(当時)Dは、「一定の予算の範囲内で、サンプル数を単に増やしてしまうと都道府県の負担が増大するため、課長の立場からすると、調査対象事業数を減らすことはある意味仕方ない」「理論上は調査対象事業所数が少なかったとしても、適切に復元処理を行っていれば、一定の誤差の範囲に収めることができ、統計としての精度は確保できるため、統計手法としておかしいわけではない」と述べている。

また、雇用・賃金福祉統計課長(当時)Fは、統計法に基づく総務大臣の承認を受けた調査計画に従い調査を実施しなければならないことを認識しながら、「自分の前任より前から長年にわたり続いてきたため、一定の予算の範囲内で、今から調査事業所数を実際に約33,200事業所に戻してしまうと、都道府県の負担も増加してしまう。都道府県から負担軽減を要望されている中で、実行上、軋轢を生むのを避けるため、やむを得ず前例を踏襲した」と述べている。

しかし、統計の精度を確保しつつ、調査計画と齟齬することなく適切に統計を実施するための方策を考え、それを実行することは、担当参事官として当然のことであるにもかかわらず、それを怠り、結果として調査方法を是正する機会を逸した。こうしたことは、問題を意図的に隠そうしたことまでは認められないものの、法令遵守意識が欠如していたと言わざるを得ない。

い。

- また、大臣官房統計情報部長（当時）C及びE、政策統括官G、H及びJは、公表していた調査対象事業所数と実際に調査した事業所数が異なることを認識していなかったが、抽出替えや調査計画の変更申請などのタイミングにおいて、調査設計・実施方法について自らの確に把握することを怠ったため、この問題を認識する機会を逸し、それを是正できなかったものであり、担当の局長級職員としての責任は免れない。

#### 4. 平成21（2009）年調査以降、東京都の規模30人以上499人以下の事業所の一部で異なる抽出率の復元が行われていなかったことの評価等

- 毎月勤労統計調査の調査表の作成の基礎となる復元倍率について、平成21（2009）年1月の抽出替えに伴い、東京都と他の道府県（全国調査分）の抽出率を異ならせることとなったが、復元方法についてプログラム上必要な処置がなされなかった。
- この時代においても、2. で指摘したような、事務処理に誤りが生じやすく、発生した事務処理の誤りが長年にわたり発見されにくい毎月勤労統計調査に係るシステム改修の体制の問題点は、引き続き解消されていなかったものと考えられる。
- また、年報における抽出率の記載と東京都の規模30人以上499人以下の事業所における実際の抽出率が異なっている点については、毎月勤労統計調査の年報は、正確性が強く求められる国の統計の公表資料であることから、統計調査方法の開示の重要性を認識し、年報の記載について変更された抽出率に基づき、年報の抽出率の表に注釈を加える等の見直しを行うべく、担当者のみならず、管理職員を含め、確認を怠らなければ、年報の記載が事実と相違するような事態は起こらなかった。
- このように考えると、本件についても、システム改修についての処理の誤りを起こした職員等の責任もあるが、それ以上に処理の誤りを起こしやすく、誤りが誤りのまま実施されないように適切なチェック体制を整備せず、また、プログラム改修を部下に任せきりにし、問題事案の的確な把握を怠り、かつ年報の記載についても担当者への適切な確認を促し、自らも必要な確認をすることを怠った管理職の責任こそが強く問われるべきである。
- また、平成23（2011）年8月4日、毎月勤労統計調査の変更について、総務大臣から調査計画の承認を受けた際、調査対象事業所の選定の方法に係る項目において、全国調査のうち、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所については、地域別に異なる抽出方法を行わないことを意味する「産業・規模別の層化無作為一段抽出」という方法によって抽出を行うことを調査計画に明記し、承認を受けていた。

一方で、実際には、事業所数が多い東京都は地方調査を実施しない代わりに、鉱業、採石業、砂利採集業等の一部の産業における規模30人以上499人以下の事業所の調査について、

それらの産業が極めて少ないという特殊事情に鑑み、全国調査において定められた全国一律の抽出率とは異なる抽出率を使用して全国調査として実施していた。これにより、承認を受けた調査計画と実際の調査方法との間に一部齟齬が生じることとなった。この際、規模500人以上の事業所についても、東京都のみ抽出調査を実施しており、調査計画と実際の調査方法との間に齟齬が生じることとなった。

- この申請の内容について、雇用統計課長（当時）Aや担当係長は、これまで公表してきた調査方法を安易に申請書に記入したのであり、申請と異なる調査方法を実施したという認識はなかったと述べており、その後の担当者については、東京都の抽出率が他の道府県と異なることを認識している者はいたものの、「産業・規模別の層化無作為一段抽出」との申請と齟齬があるとの認識はないと述べている。

このような齟齬が生じたことについては、「産業・規模別の層化無作為一段抽出」との記載は、地域別に異なる抽出は行わないという意味であり、地方調査の場合、都道府県によって抽出率が異なるのが当然であったことから、全国調査についても、地域によって抽出率が異なることに違和感を持たなかったことが要因として考えられる。

- この調査計画の承認の申請は、大臣官房統計情報部長（当時）Bの専決決裁を経た上で、厚生労働大臣名で申請がなされている。Bは当時、東京都の規模30人以上499人以下の事業所において他の道府県と異なる抽出率によって調査を実施していることを認識していなかったが、当該申請に係る決裁権者として担当の局長級職員としての責任を免れず、法令遵守意識が欠如し、不適切な対応であると認められる。

## 5. 平成27（2015）年1月調査からの事務取扱要領の見直しに係る事実関係に対する評価等

- 平成26（2014）年4月の抽出替えに伴う事務取扱要領の担当課長である雇用統計課長（当時）Dは、「東京都の規模500人以上が実際には抽出調査であったことを隠す意図は全くなく、平成26（2014）年4月の事務取扱要領から記載を落とした理由は、既にだいぶ前から抽出調査で行われていること、特定の都道府県（東京）のことをわざわざ全国の都道府県に送付する事務取扱要領に書かなくても良いと考えたこと、都道府県には抽出率逆数表を示すので、あえて要領に記載しなくても実作業に影響はないと考えたことを踏まえたものである」と述べており、東京都の規模500人以上の事業所が抽出調査であることを隠蔽する意図があるとまでは認められなかった。

- また、Dは、「事務処理要領はテクニカルな文書であるため、要領の改正について、上司である大臣官房統計部長に相談した記憶もないし、相談する必要もないと考える。また、隠蔽の意図はない。」と述べている。

平成27（2015）年1月の抽出替えに伴う事務取扱要領については、決裁を取っておらず、各都道府県に送付されていた。過去の事務取扱要領は大臣官房統計情報部長の決裁を経ており、事務取扱要領が毎月勤労統計調査の実施に当たって重要であるとの認識を持っていた

と考えられる。そうであるにもかかわらず、Dは決裁を取ることや上司に相談することなく、事務取扱要領の記載を変更する判断を行っており、文書決裁規程の解釈如何にかかわらず、不適切な対応である。

#### 6. 平成16（2004）年から平成23（2011）年の調査の再集計値の算出に必要な資料の一部の存在が確認されていないことに対する評価等

- 平成16（2004）年から平成23（2011）年の調査の再集計値の算出には、先に述べたとおり、①平成19（2007）年1月分調査の旧対象事業所分の個票データ、②平成21（2009）年の抽出換え時点における旧産業分類の指定予定事業所名簿、③平成16（2004）年から平成22（2010）年までの雇用保険の事業所別頻数データの3つすべてが揃う必要がある。
- このうち、①の個票データに関しては、平成19（2007）年1月は調査対象事業所の入替え時であったため、新旧対象事業所の両方を調査しているが、旧対象事業所分の個票データが確認されていない。このため、調査対象事業所入替え時のギャップ修正を行うことができない。当該個票データは、統計法第2条第11項に規定する調査票情報に該当し、平成19（2007）年1月当時、毎月勤労統計調査規則、行政文書分類基準表（厚生労働省文書管理規程に基づき大臣官房統計情報部雇用統計課が定めた行政文書の保存規則）において、少なくとも3年間は保存することとされていた情報である。その後、平成21（2009）年行政文書分類基準表においては5年間、平成23（2011）年行政文書分類基準表においては常用保存することとされた。また、平成23年4月には公文書管理法が施行され、厚生労働省文書管理規程に代わり定められた厚生労働省行政文書管理規則に基づき厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課が定めた標準文書保存期間基準においても常用とされた。このため、当該文書の保存期間は満了になっておらず、当該文書の存在が確認できないことは、標準文書保存期間基準等、調査票情報の取扱いに反するものであり、統計法及び公文書管理法に照らし、不適切な取扱いであると言わざるをえない。
- また、②の名簿に関しては、平成22（2010）年に産業分類の変更を行った際に、新産業分類による抽出率逆数表を作成しておらず、再集計を行うためには、抽出率逆数表を作成しなければならない。このためには、平成21（2009）年の抽出換え時に作成した、旧産業分類の指定予定事業所名簿に掲載されている事業所を新産業で分類しなおさなければならず、その上で母集団事業所名簿を比較して抽出率逆数表を作成する必要があるが、当該指定予定事業所名簿は、行政文書分類基準表において、3年保存とされており、現在ではその存在が確認できない。当該指定予定事業所名簿の保存期間は満了しているものの、その廃棄に当たっての公文書管理法に基づく内閣総理大臣の同意の存在は確認できないものである。
- ③の平成16（2004）年から平成22（2010）年までの雇用保険の事業所別頻数データに関しては、当時（公文書管理法施行前）の厚生労働省文書管理規程における1年未満の

期間保存が必要な資料に該当し、永久保存が必要な資料には該当しないため、保存されておらず、その存在が確認されていない。

- 当時の担当職員によれば、総務省のガイドライン改正を受けて、大臣官房統計情報部雇用統計課の標準文書保存期間基準を改正し、調査票情報の保存期間を「常用」とした。しかしながら、毎月勤労統計調査規則については平成29（2017）年8月10日の改正まで当該ガイドライン改正に伴う改正がなされなかったことは、文書管理に対する意識の低さを伺わせるものであるなど、統計法及びガイドラインへの適切な対応を怠ったものと言わざるを得ず、文書管理の責任者である課長級職員の責任は免れない。
- 他方で、再集計を行うために必要なデータ等の一部は、いずれにしても、保存期間が満了しており、引き続き、それを確認するための努力が継続されるべきとしても、その存在が確認できない現時点では、当該期間については、再集計ができないことは事実である。

#### 7. 平成27（2015）年10月からの調査方法の見直し等の議論の中での事実関係に対する評価等

- 雇用・賃金福祉統計室長（当時）Fは、これまでの調査方法の問題を認識していたにもかかわらず、漫然と調査を継続するのみならず、平成28（2016）年10月の変更申請に向けての総務省との協議の中で、同省担当者から調査計画に「規模500人以上の事業所については、全数調査とする」と記載するように指摘があった際に、これまでの調査方法の問題を上司や総務省に報告しなかった。Fは、調査の改善に向けての一連の議論や手続の過程において、規模500人以上の事業所はあくまで原則であり、東京都は例外扱いである、ということが読み込めるよう、「原則として全数調査」としようとしたが、これまでとあまり変わらないなら従前のままにする」こととした旨述べており、結果として、調査計画と実際の調査方法を合わせて公表する機会を逸した。
- 政策統括官（当時）E及びその後任の政策統括官（当時）Gは、これまでの調査方法の問題を認識していなかったこともあり、当該問題を是正するに至らなかったが、調査の改善のための議論を進める中で、調査対象事業所の選定方法を含めた毎月勤労統計調査の調査設計・実施方法について自らの確に把握することを怠ったため、これまでの調査方法の問題を認識する機会を逸したものであり、担当の局長級職員としての責任は免れない。

#### 8. 平成30（2018）年1月調査以降の集計方法の変更に際しての事実関係に対する評価等

- 雇用・賃金福祉統計室長（当時）Fは、これまでの調査方法の問題を前任の室長から聞いて認識していた。その上で、ローテーション・サンプリングの導入に伴い、一定の調査対象事業所を毎年入れ替える必要が生じるが、抽出率が年によって異なるため、東京都の分も適切に復元処理を行わなければローテーション・サンプリングがうまく機能しなくなると考え、東京都

についても復元処理がなされるよう、システム改修を行うとの指示を部下に行っていたと述べている。この点、これまで東京都が抽出調査であったことを隠蔽しようとするまでの意図は認められなかった。

- 一方で、Fは、ローテーション・サンプリングの導入により、プログラム改修の前後で集計結果に段差が生じると予想し、要因分析を行っていたと述べているが、集計方法の変更に関する一連の対応の中で、東京都の一部の事業所に関する復元処理による影響について、「東京都分を的確に評価すると誤差は0.2%程度であり、正直、誤差の範囲内であると思っていた」と述べており、復元処理による影響を過小評価し、これまでの調査方法の問題、さらには当該機能追加及びそれによる影響について上司への報告をせず、必要な対応を怠った。

また、Fは東京都を抽出調査としていることの影響について、後任であるIに対し、復元処理の影響は大したことはない旨の誤った認識に基づく引継ぎを行っており、結果的に、Iが平成30(2018)年1月調査以降の給与に係る数値の上振れの要因分析をする際に、東京都を抽出調査としていることの影響を考慮しなかった原因を作り出しており、不適切な対応であると認められる。

- 政策統括官(当時)Hは、在任中に当時の担当室長Fから「東京都の規模500人以上の事業所については全数調査を行っていない」旨の説明を受けた(説明を受けた時期は平成29(2017)年度の冬頃であったと述べている。)。その際Hが、公表資料と齟齬があるのであれば手続き的に問題であり、「然るべき手続きを踏んで修正すべき」旨指示したと述べているが、統計技術的な問題となる復元は当然行われていると思い込んでいたと述べており、その後の処理はFに委ね、放置した。Hが復元処理の有無を含めた調査設計・実施方法について自らの的確に把握し、部下であるFへの適切な業務指示及びその後のフォローアップ等を行っていれば、今般の事案に対する早期対応が可能となったと考えられることから、適切な対応を行わなかったと認められる。また、後任者であるJに対し、東京都の規模500人以上の事業所については全数調査を行っていない旨を引き継いでおらず、適切な対応を行う機会を逸した。

## 9. 平成30(2018)年調査の実施に当たっての事実関係に対する評価等

- 雇用・賃金福祉統計室長(当時)Fは、漫然と従前のやり方を踏襲し、一連の通知の中で、総務大臣から承認を受けた「500人以上事業所全数調査」とする調査計画に反する内容を通知させた。Fは、このような一連の行為の中で、調査方法の開示の重要性と法令遵守意識の両方が欠如していたものと言わざるを得ない。
- また、指定予定事業所名簿及び指定事業所名簿は、政策統括官(当時)Hの決裁を経た上で政策統括官名により通知されているのは当時、これまでの調査方法の問題を認識していなかったためだが、当該通知及び上記通知に係る決裁権者としてなど担当の局長級職員としての責任を免れない。

## 10. 平成30（2018）年1月調査以降の給与に係る数値の上振れの問題についての事実関係に対する評価等

- 雇用・賃金福祉統計室長 I は、平成30（2018）年1月調査以降の毎月勤労統計調査における給与に係る数値の上振れについて、平成29（2017）年までの調査については東京都の規模500人以上の事業所に係る抽出調査分の復元処理を行っていないこと及び平成30（2018）年以降の調査では復元処理を行っていることを知りながら、前任者から東京都の抽出調査を復元していなかったことの影響は大きくないと聞いていたことから、これを当該上振れの要因分析において考慮せず、結果として不正確な説明を行った。

## 11. 平成31（2019）年調査の実施等に当たっての事実関係に対する評価等

- 神奈川県、愛知県、大阪府における規模500人以上の事業所を抽出調査とする内容の通知の担当部署の責任者であった雇用・賃金福祉統計室長 I は、これまでの調査方法の問題を認識していたが、標本数の多い都道府県で規模500人以上の事業所が増えてきている状況を踏まえ、都道府県の負担等を考慮し、総務大臣から承認を受けた「500人以上事業所全数調査」とする調査計画に反する調査方法を、漫然と継続して実施するのみならず、東京都に加えて他府県にも拡大しようとした。このことは、法令遵守意識が欠如していたものと言わざるを得ない。
- 神奈川県、愛知県、大阪府における規模500人以上の事業所を抽出調査とする内容の指定予定事業所名簿の通知は政策統括官（当時）Hの決裁を経た上で政策統括官名により通知されている。Hは当該通知については認識していないとのことであるが、当該通知に係る決裁権者としてなど担当の局長級職員としての責任を免れない。
- 神奈川県、愛知県、大阪府における規模500人以上の事業所を抽出調査とする内容の指定事業所名簿の通知は政策統括官 J の決裁を経た上で政策統括官名により通知されている。Jはこの時点では本件通知の問題点を認識していなかったが、当該通知に係る決裁権者としてなど担当の局長級職員としての責任を免れない。
- 雇用・賃金福祉統計室長 I は、平成30（2018）年12月13日の統計委員会委員長及び総務省との打ち合わせにおいて説明が必要になったことを受けて初めて、これまでの調査方法の問題を政策統括官 J に報告したものであり、これまでの調査方法の問題を知らずながら上司に報告せず、適切な対応を怠った。また、政策統括官 J 及び雇用・賃金福祉統計室長 I は、平成30（2018）年12月20日に厚生労働大臣に一報を行った際に、同月21日に予定していた毎月勤労統計調査の10月分確報の公表及びその内容について説明しなかったことについて、その時点では実態がきちんと分かっていない中で特に注記せずにそのまま公表すると判断した旨述べている。I は大臣に報告をしなかった理由について、そこまで思いが至らなかったと述べており、意図的に報告をしなかったとまでは言えないが、このような対応は、



慎重さに欠け、軽率な行為であった。

## 12. 統計法との関係等

### (1) 統計法の規定

- 平成19(2007)年に新しく制定された統計法の第9条第1項においては、基幹統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならないこととされている。また、統計法第11条第1項においては、第9条第1項の承認を受けた基幹統計調査を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を得なければならないこととされている。
- 統計法第60条第2号においては、「基幹統計の作成に従事する者で基幹統計をして真実に反するものたらしめる行為をした者」についての罰則が設けられている。「本号は、(中略)基幹統計の内容を意図的に歪めた者を処罰することを定めたものである。」「基幹統計をして真実に反するものたらしめる行為」とは、基幹統計を作成する過程において、通常の方法によって作成されるはずの結果と異なる結果を意図的に生ぜしめる不正な行為という。具体的には、基幹統計調査の実施に当たって、架空の調査票を捏造する行為、調査票に記入された報告内容を改ざんする行為、基幹統計調査の集計過程においてデータを改ざんする行為などが該当する。調査票の審査過程における適正な修正行為や基幹統計の精度を高めるために推計方法に改善を加える行為が「真実に反するものたらしめる行為」に当たらないことは言うまでもない。」と解されている。(平成21(2009)年2月「逐条解説 統計法」(総務省政策統括官(統計基準担当)))なお、統計法第60条第2号違反の罪の時効期間は3年である。
- 明らかになった事実関係及び職員の証言等によれば、統計法との関係は、以下のとおりと整理できる。

### (2) 平成23(2011)年の変更承認に係る整理

- 平成23(2011)年8月調査以降の毎月勤労統計については、全国調査の調査対象事業所数が約33,000事業所である旨や産業・規模別の層化無作為一段抽出で行う旨の記載を含む調査計画により、平成23(2011)年8月4日に統計委員会に諮問され、同日に総務大臣から厚生労働大臣に承認がなされている。その後の調査において、全国調査の調査対象事業所数をこれに沿ったものとしない場合や、地域別に異なる抽出方法を行う場合には、予めその旨の調査変更に係る総務大臣の承認を得なければならないが、その承認を受けないまま、約33,000事業所よりも1割程度少ない調査対象事業所数で全国調査を行うとともに、東京都の規模500人以上事業所についてのみ抽出調査を実施し、また、東京都の規模30人以上499人以下の事業所についてのみ全国調査として実施した。これにより、承認を受けた調査計画と実際の調査方法との間に一部齟齬が生じることとなったものであり、統計法第9条及

び第11条に違反するものと考えられる。

### (3) 平成29(2017)年の変更承認に係る整理

- 平成30(2018)年1月調査以降の毎月勤労統計については、「規模500人以上事業所については全数調査」である旨の記載を含む調査計画により、平成28(2016)年11月に統計委員会に諮問され、平成29(2017)年2月に総務大臣から厚生労働大臣に承認がなされている。その後の調査において、東京都における規模500人以上事業所について抽出調査を行う場合には、予めその旨の調査変更に係る総務大臣の承認を得なければならないが、その承認を受けないまま同抽出調査を行った。これにより、承認を受けた調査計画と実際の調査方法との間に一部齟齬が生じることとなったものであり、統計法第9条及び第11条に違反するものと考えられる。
- もっとも、平成30(2018)年1月調査以降の調査においては、従来適切な復元処理が行われていなかったものについて復元処理が開始されており、これはより統計の精度を高めるためのものであるから、意図的に「基幹統計をして真実に反するものたらしめる行為」(統計法第60条第2号)をしたとまでは認められないものと考えられる。
- また、平成29(2017)年以前の調査については、総務大臣による承認を受けた調査計画には、規模500人以上事業所について全数調査を実施することが明記されておらず、その限りにおいては統計法第9条及び第11条に明確に違反するとまでは言えないものの、公表されている年報において、規模500人以上事業所については「抽出率1/1」及び「全数調査」と明記されていることを踏まえれば、いずれにしても、統計法の趣旨に照らして、不適切な対応であったものと考えられる。
- 平成16(2004)年からシステムの改修が行われる直前の平成29(2017)年まで、抽出調査への変更に伴い必要となる復元処理が適切に行われなかったことについては、統計の精度に問題のある行為ではあるが、架空の調査票を捏造する行為、調査票に記載された報告内容を改ざんする行為、基幹統計調査の集計過程においてデータを改ざんする行為などではないことから、明確に「真実に反するものたらしめる行為」に該当するとまでは認められず、また、当時の担当者からのヒアリングによれば、調査結果に大きな影響を与え得るとの認識まではなかったということであることから、意図的とまでは認められないものと考えられる。

## 第4. 総括

- 国民生活に直結する各種政策立案や学術研究、経営判断等の礎として、常に正確性が求められ、国民生活に大きな影響を及ぼす公的統計において、このような統計法違反を含む不適切な取扱いが長年にわたり継続しており、かつ、公表数値にまで影響を与えていたということは、

信じがたい事実であり、言語道断である。

- 今般の事案について調査を行った結果、まず浮かび上がってくるものは、担当者はもちろんのこと厚生労働省として統計の正確性というものに対するあまりにも軽い認識である。統計は「数値が物語る」ものであるのだから、どのような前提条件の下で行われた調査の結果得られた数値であるのかについては、綿密に明らかにしなければならない。これは、統計に携わる者としての基本中の基本である。統計は、調査方法により結果が変わるのであり、だからこそ、調査方法を正確に開示することは、結果と同じくらい重要であるということについて、考えが甘すぎると言わざるを得ず、行政機関としての信頼が失われた。
- 今般の事案でも、適正な手続きを踏んだ上で抽出調査を行い、集計に当たってこれに適切に復元処理を加え、それをきちんと調査手法として明らかにしていれば、何ら問題はなかったとも言える。たとえ調査を行う地方自治体の事務負担への配慮があったにせよ、統計を歪めることなく、そのような制約条件の中で如何にして統計としての有効性を確保していくのかに知恵を絞るのが、統計に携わる職員としてのあるべき姿であろう。
- また、統計がどのような形で利用されているのかということについて、想像力が著しく欠如していたと言わざるを得ない。今般の事案では、結果として、雇用保険、労災保険等において、多数の国民に対し、追加給付の支払いが必要な事態となっている。職員は、統計を単なる数値としてしか見ていなかったのではないか。その先にある国民の生活を想起すれば、このような杜撰な対応が長年にわたり継続するような事態にはならなかったであろう。
- さらに、組織としてのガバナンスの欠如についても、指摘せざるを得ない。調査設計の変更や実施、システムの改修等を担当者任せにする管理者の姿勢、安易な前例踏襲主義に基づく業務遂行や部下の業務に対する管理意識の欠如により、統計の不適切な取扱いに気付いても、それを上司に報告して解決しようという姿勢が見られず、また、上司も調査の根幹に関わるような業務の内容を的確に把握しようとせず、長年にわたり漫然と業務が続けられ、結果として、外部からの指摘で初めて問題が公になる。これは、単に統計の問題に留まらず、行政機関としての信頼の問題である。
- 今般の事案の背景には、専門的な領域であるからという理由で、統計に関わる部門が厚生労働省の中でいわば「閉じた」組織となってしまうと、省内からあまり注目を浴びることもなく、その結果、統計行政がフレッシュな視点でチェックを受けることなく行われてきたこともあるのではないか。今般の事案を、単に統計に関わる部門が引き起こした問題と断じるだけでは、また、同じことが繰り返されかねない。厚生労働省が組織をあげて全省的に対応していく覚悟が問われている。
- 本委員会としては、まず、厚生労働省に猛省を促したい。その上で、今後このようなことが二度と起きないように、真摯に再発防止に取り組んでほしい。統計に携わる職員の意識改革を図るための研修の強化、統計部門の組織の改革とガバナンスの強化、統計に対して全省的に取り

組むための体制の整備などが柱となろう。

- また、統計は社会を映す鏡であり、その在り様は社会の在り様に合わせて不断に見直されていかなければならない。今般問題となった毎月勤労統計調査そのもののあるべき姿についても、時代の変化に対応したものとなるように点検していくことが求められているのではないか。
- 最後に、本報告書で明らかになった事実関係及び関係職員の対応の評価に基づき、関係職員の厳正なる処分が行われることを望む。

(以上)